

# 第3次吉川市男女共同参画基本計画



平成24年2月 吉川市

# もくじ

## 巻頭特集

男女共同参画 市長対談 .....	2
-------------------	---

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的 .....	6
第2節 国内外の男女共同参画に関わる動き .....	7
第3節 計画の位置づけ .....	8
第4節 計画の期間 .....	8

## 第2章 吉川市の現状と課題

第1節 吉川市を取り巻く現状 .....	10
第2節 吉川市の男女共同参画意識の状況 .....	14
第3節 吉川市の男女共同参画を取り巻く課題 .....	23

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念 .....	28
第2節 計画の基本目標 .....	29
第3節 施策の体系 .....	30

## 第4章 計画の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり .....	32
基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり .....	40
基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり .....	50
基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり ～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～ .....	55

## 第5章 重点事業・数値目標

第1節 重点事業及び数値目標一覧.....	64
-----------------------	----

### 資料編

資料1 日本国憲法（抄）.....	70
資料2 男女共同参画社会基本法.....	72
資料3 吉川市男女共同参画推進条例.....	77
資料4 計画の策定までの経過.....	81



卷 頭 特 集

# 皆さんと一緒に進めていきます 男女共同参画



市長 本日はお忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

皆さんがどういった活動をされているのか、教えてください。

丸山さん 「笑がおの会」と申します。男女共同参画を啓発するため、市と共催し、年4回啓発紙「笑がお」を作成し、市内の公共施設に配置しております。

川崎さん 「笑がおの会」は、男女共同参画市民会議のOBで結成し、今年で5年目になります。男女共同参画は、受け入れられそうでいて、受け入れられにくいもの。継続して啓発していくことが大切だと考えており、今後とも、市と協働してより良い啓発紙をつくっていきたいです。

間宮さん 吉川市の人とのつながりや規模がとても好きで、ずっと住み続けたいと思っています。大好きな吉川市の人たちが元気になることがしたく、「笑がお」をつくっています。作成にあたり、何かアドバイスはありますか？

市長 男女共同参画は難しくてよくわからないというイメージをもたれてしまうことがあるため、課題などを分かりやすく伝えていくことが大切だと考えております。

野口さん 「北谷小学校おやじ会 PAPA'S」です。通学路の話し合いから発展し、子どもたちに楽しい体験や思い出づくりをしたく、さまざまな活動をしています。

戸井田さん 具体的には、学校にビオトープをつくったり、朝礼台を補修したり、中央公民館でのお泊り会を実施したこともあります。

おやじ会ができて、母親ばかりであった学校行事等に、父親が増えた気がしています。

蓮沼さん 一人ではできないことを皆で協力してやっており、仕事以外の仲間とのつながりはうれしく、とても楽しく活動しています。

大槻さん 活動を通して、子どもや家族との関係も深くなった気がします。でも、親として子育てをすることや、家事を協力し合うことに、性別は関係なく、当然のことだ

と思っています。

ですから、取り立ててイクメンとか、男性の育児参加と言われると違和感を覚えます。

竹内さん それは理想的！でも、世代によって、特に私たち高齢者世代は、男女がともに家事や育児をすること、社会に参画することを受け入れにくいと感じることがあります。若い世代から発信し、家庭や地域から変わっていったら良いと思います。

市長 本日、ご参加頂いている皆さんは、地域の男女共同参画を引っ張っている方々だと思っています。皆さんの活動が地域に広がるよう、活動を紹介していきたいと考えております。

子育て応援宣言をされている企業は、どういったことがきっかけで、どんな取り組みをしているのでしょうか。

仲さん 昔、男ばかりの営業の職場に入ってきた一人の女性が、男性だったら面倒くさいと受けない 小さな鉛筆一本の注文も真面目にコツコツ対応し、その結果、お客様の信頼を得て大きな注文を取ってくるようになりました。その後、その女性が部長となり、社員を引っ張って行ってくれました。これがきっかけで、女性が働きやすい環境を整えているところです。

太田さん 子育てにより女性社員が辞めずに済むよう、在宅勤務を取り入れるなど、社員みんなで、就業規則を見直しました。有能な女性社員に働き続けてもらうことは、事業主にとっても大きなメリットです。できる限り、働く女性の環境整備をしたいと考えています。

中村さん 「男女共同参画ワークショップ」に参加し、第3次吉川市男女共同参画基本計画の策定に関わり、昨年、市とともに、仲さんと太田さんが経営されている子育て応援宣言企業を訪問し、素晴らしい取り組みに感心しました。

15年前と比較し、こうした企業の出現や人々の意識など、男女共同参画は進んでいると実感しています。

白井さん 私は子どもが生まれてはじめて、女性が働き続けるには、会社や家族の理解と協力がなくてはとても難しいと痛感しました。女性が社会に出て活躍できるよう、微力ながら貢献していきたいです。

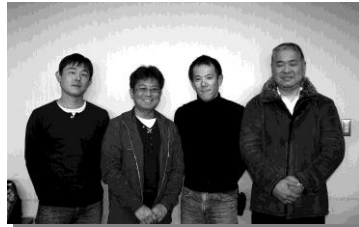
市長 女性の就労をはじめ、男女共同参画は、行政も、個人も、家庭も、企業も関係する、社会全体の課題と捉えていくべきと考えています。

また、国際的な視点も重要ですね。



#### 笑がおの会

(写真左から)  
川崎容子さん 丸山薫恵さん  
間宮玲子さん



#### 北谷小学校おやじ会 PAPA'S

(写真左から)  
蓮沼良征さん 野口英樹さん  
大槻健一さん 戸井田明さん



#### 吉川市男女共同参画ワークショップ

(写真左から)  
白井美佐子さん 竹内セツ子さん  
中野智恵子さん 中村苑子さん



#### 埼玉県子育て応援宣言企業

(写真左から)  
太田久年さん 仲 文成さん



#### 吉川市国際友好協会

(写真左から)  
鈴木邦夫さん 秋枝 顕さん

鈴木さん 「吉川市国際友好協会」です。市内在住外国人の方等に日本語を教える日本語教室を実施するなど、多文化共生に関する事業を行っています。

「日本の男女共同参画は低水準」と言われていますが、国際交流を通して、男女共同参画の進んでいる国の情報を伝えていきたいと思っています。

秋枝さん 私は、昨年、市と吉川市国際友好協会が共催で実施した「国際的な男女共同参画フォーラム」のパネルディスカッションをはじめ、さまざまな機会をいただき、母国、中国の男女共同参画について、お話をしました。

小学生の娘が大人になる頃には、もっと進んだ男女共同参画社会になっていて欲しい、そう、願っています。

中野さん 私は、男女共同参画社会の実現に

は、子育て支援や雇用の安定が重要だと思います。

また、この度、「男女共同参画ワークショップ」に参加し、第3次吉川市男女共同参画基本計画の策定にあたり市職員の方々のお話をうかがい、「限られた予算の中で、市民の立場に立って、きめ細やかな取り組みをしているんだなあ」と安心感をもつとともに、優秀な女性職員が多いと感じました。

行政と一緒に、計画策定に携われたことは、とても良い経験になりました。

中村さん 私も策定に協力した本計画ですが、吉川市のまだ不十分なところを隠すことなく課題として取り上げ、また、具体的な数値や実施目標を設定しており、確実に推進していく、という意気込みを感じます。

これからも、吉川市の男女共同参画推進のため、活動していきたいですね。

男女共同参画は、行政だけで実現できるものではなく、市民の皆さん一人ひとりの意識や取り組みにより、はじめて推進できるものだと思います。そのため、市民の皆さんのご意見を何より大切にしたいという思いがあり、当市では、男女共同参画に係る計画や条例の策定、事業実施などについても、市民の皆さんと協働で進めて参りました。

そして、「第3次吉川市男女共同参画基本計画」につきましても、昨年度より、審議会やワークショップ、市民意識調査、市民団体等ヒアリングなど、さまざまなメニューにより、市民の皆さんのご意見を頂きながら策定致しました。

市民との協働による推進というところが、当市の男女共同参画における大きな特徴となっています。この特徴を生かすため企画した市長対談では、当市の男女共同参画をリードする各団体等の活動や取り組みについてお話を聞くことができました。



こうした活動や取り組みを地域に広げ、行政のみならず、市民の皆さんや団体、企業等と一緒に男女共同参画を推進したく、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

計画策定にあたり、ご協力を頂きましたすべての皆さまに深く感謝を申し上げます。

吉川市長 戸張 胤茂

# 第1章 計画の策定にあたって



## 第1節 計画策定の目的

吉川市では、男女共同参画社会基本法<sup>※1</sup>が制定される以前の平成7年（1995年）に「よしかわパートナーシップアクション22」、平成14年（2002年）にはその改訂版である「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、また、平成21年（2009年）には「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。さらに、平成16年（2004年）には「吉川市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

この間、人々の生活を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。社会全体で少子高齢化や人口減少が加速し、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性が生まれています。そのような中で、すべての人が性別に関わらずそれぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

我が国における法整備の面では、平成19年（2007年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、平成20年（2008年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、さらに平成22年（2010年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正がなされるなど、その充実が図られてきました。しかし一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考え（性別役割分担意識）が残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間のさまざまな暴力など、多くの課題が残されています。

こうした流れを踏まえ、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として、市民との連携・協働による男女共同参画社会の実現をめざすことを目的に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

---

### ※1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。この法律において、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけるとともに、その形成のために5つの基本理念（①男女の人権の尊重②社会における制度又は慣行についての配慮③政策などの立案及び決定への共同参画④家庭生活における活動と他の活動の両立⑤国際的協調）を定めています。

## 第2節 国内外の男女共同参画に関わる動き

### 1 世界、国の動き

---

国際連合が昭和50年(1975年)を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では、その動きはますます活発化するとともに、「国連環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などのさまざまな世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

我が国でも、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、法制度面の整備が進められましたが、平成22年(2010年)に、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある行動計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### 2 埼玉県の動き

---

埼玉県では、こうした世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12年(2000年)には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、平成22年度(2010年度)までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成19年(2007年)には、その間の社会情勢や県民ニーズに対応するための計画の見直しを図っています。

また、平成20年(2008年)には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の改定を行い、平成21年(2009年)からは男女共同参画推進センターや併設するキャリアセンターにおいて、経済的な助成をはじめとした女性の就労支援に努めるなど、取り組みの一層の充実を進めています。

### 3 吉川市のこれまでの取り組み

吉川市では、平成7年（1995年）に「よしかわパートナーシップアクション22」、平成14年（1997年）にそれを引き継ぐ「よしかわパートナーシップアクションⅡ」を策定して以降、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。平成16年（2004年）には、市民や企業と行政が互いに協力しあって男女共同参画を推進し、男女共同参画社会をめざすことを目的に「吉川市男女共同参画推進条例」を施行、各年度の男女共同参画に関する事業の進捗状況を公表することなどを定めました。

その後、平成21年（2009年）には「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定するとともに、「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、国や県と連携しながら女性に対する暴力の根絶に向けた対策の強化を図っています。

また、吉川市の男女共同参画の推進には、市だけでなく市民の皆さんとともに進めてきた背景があります。本計画についても、男女共同参画審議会や市民ワークショップ、男女共同参画計画策定基礎調査、市民団体ヒアリングなど、さまざまな形の市民参画のもと、策定したところです。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、吉川市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第5次吉川市総合振興計画」の分野別の個別計画としての性格をもつとともに、国や県、吉川市における他の各個別計画との整合を図ったうえで策定しています。

### 第4節 計画の期間

本計画は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
前期計画									
			見直し	後期計画					

## 第2章 吉川市の現状と課題

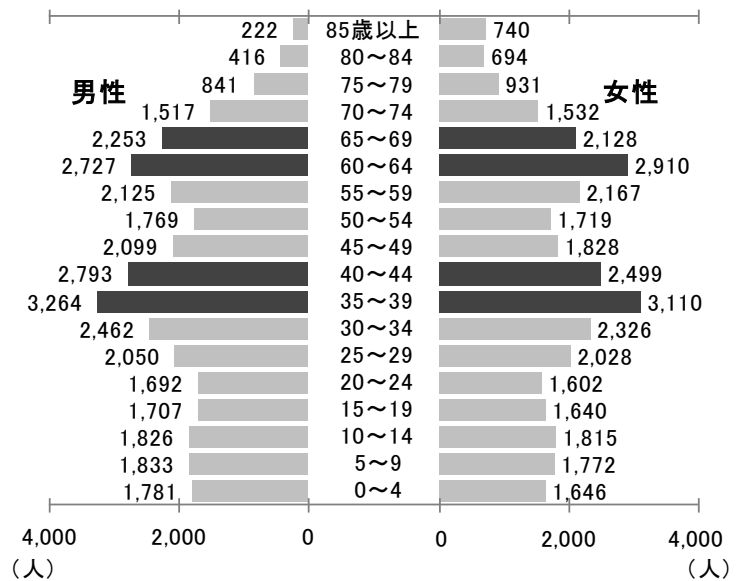
# 第1節 吉川市を取り巻く現状

## 1 人口の状況

吉川市の人口の状況については、近年、増加傾向にあり、平成23年は66,464人となっています。また、人口構成を人口ピラミッドで見ると、男女とも30歳代後半から40歳代前半の働き盛りの世代と、60歳代のいわゆる団塊の世代を含む世代が多くなっています。

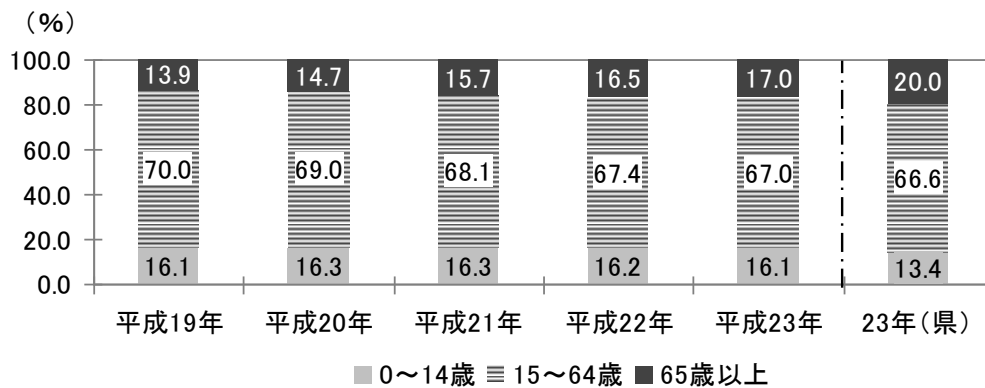
年齢3区分別の割合の推移をみると、全国的な傾向と同様、少子高齢化が進行しつつあるものの、県の数値と比較すると、0～14歳は2.7%高く、65歳以上は3.0%低くなっており、県内では比較的若いまちであるといえます。

■図表1 人口ピラミッド（吉川市）



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成23年1月1日）

■図表2 年齢3区分別の割合の推移（吉川市／県比較）

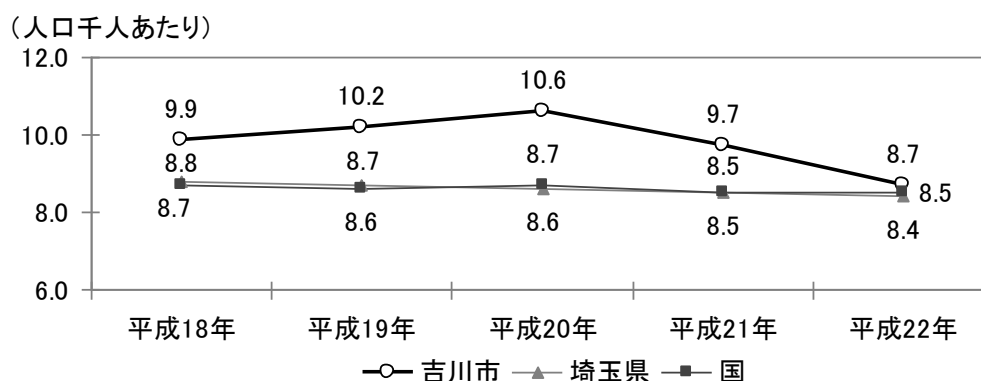


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日）

## 2 出生の状況

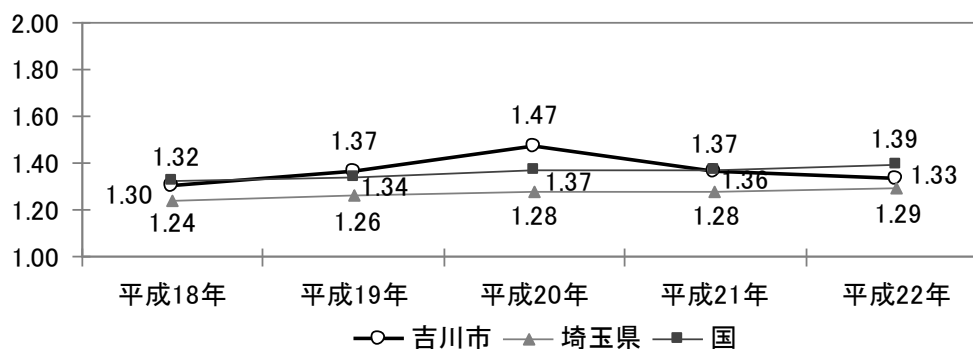
出生の状況については、出生率は平成20年までは上昇傾向となっていたものの、その後減少に転じ、平成22年は人口千人あたり8.7人となっています。国や県の水準よりも上回って推移しています。また、合計特殊出生率<sup>※2</sup>は各年とも、国と同水準、県よりも高い水準で推移しており、子育て家庭が多いことがうかがえます。

■図表3 出生率の推移（吉川市／国・県比較）



資料：埼玉県人口動態概況

■図表4 合計特殊出生率の推移（吉川市／国・県比較）



資料：埼玉県人口動態概況

### ※2 合計特殊出生率

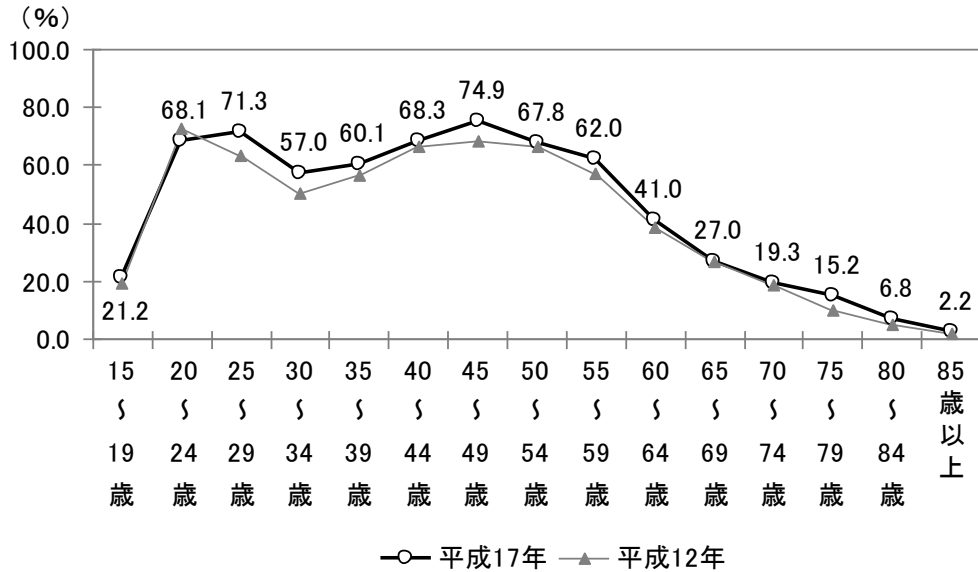
合計特殊出生率とは、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものです。

### 3 就労の状況

就労の状況については、年齢階級別の女性の労働力率をみると、平成12年と平成17年との比較ではともに20歳代後半から30歳代にかけて、出産や育児等のために仕事を中断するM字曲線を描いています。しかし、平成17年は谷がやや浅く、M字の2つ目の山は高くなっており、子育て後に再び働く女性が多くなっていることがうかがえます。

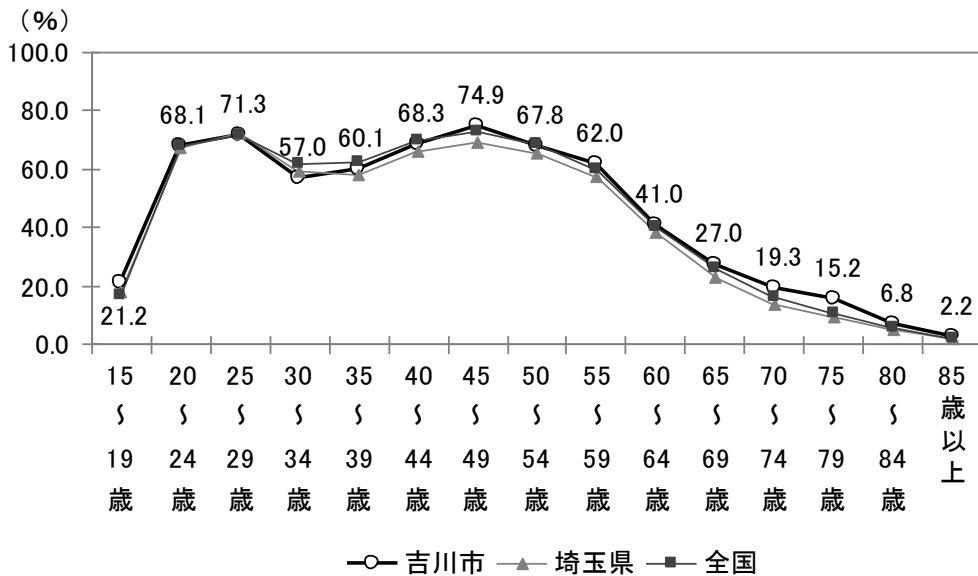
また、国・県と比較すると、M字の谷は深く、山が高くなっています。

■図表5 女性の年齢階級別労働力率（吉川市／年次比較）



資料：国勢調査（数値は平成17年のみ）

■図表6 女性の年齢階級別労働力率（平成17年の国・県比較）



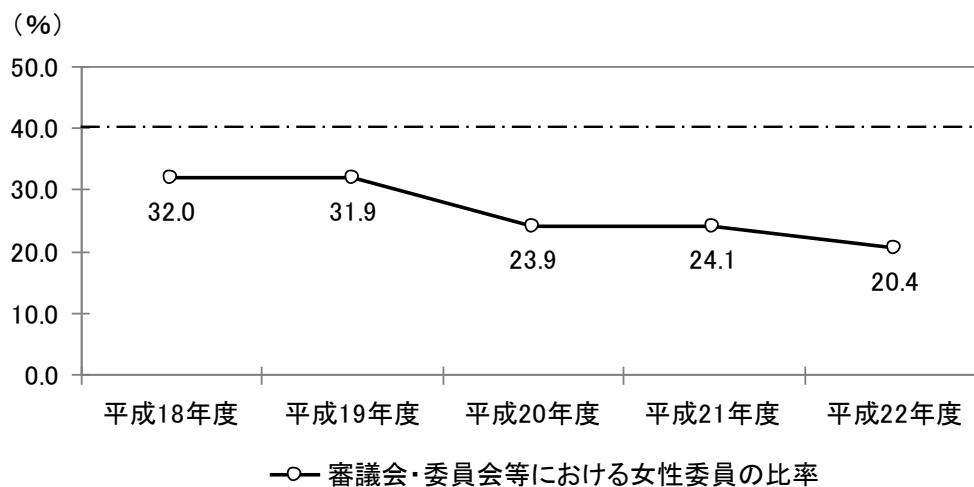
資料：国勢調査（数値は吉川市のみ）

## 4 女性の社会参画の状況

女性の社会参画の状況については、審議会・委員会等における女性委員の比率をみると、平成18年度以降減少傾向が続いており、目標である40.0%を下回っている状況です。

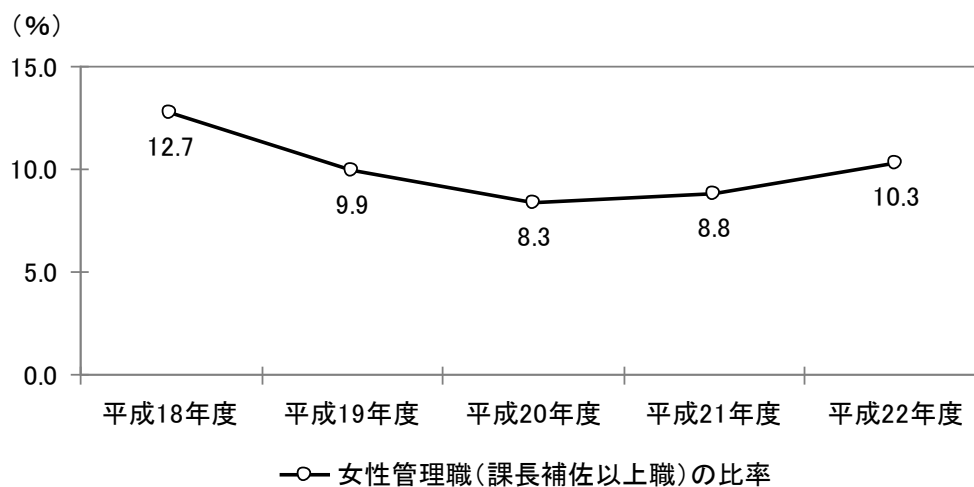
また、市内における女性管理職の比率の推移をみると、平成20年度までは減少傾向となっていたものの、平成21年度で増加に転じ、平成22年度は10.3%となっています。

■図表7 審議会・委員会等における女性委員の比率の推移（吉川市）



資料：吉川市

■図表8 女性管理職（課長補佐以上職）の比率の推移（吉川市）



資料：吉川市



## 第2節 吉川市の男女共同参画意識の状況

本計画策定にあたり、一般市民と市の職員を対象に、男女共同参画の現状やニーズを把握し、今後の施策を検討するため、基礎調査を実施しました。以下は、その調査結果を抜粋したものです。また、図表中の「n」は回答者数を示しています。

＜吉川市男女共同参画計画策定基礎調査＞

実施時期：平成22年9月 20歳以上の男女1,000人対象 回収率：30.7%

＜吉川市男女共同参画職員意識調査＞

実施時期：平成22年8～9月 吉川市職員395人対象 回収率：79.7%

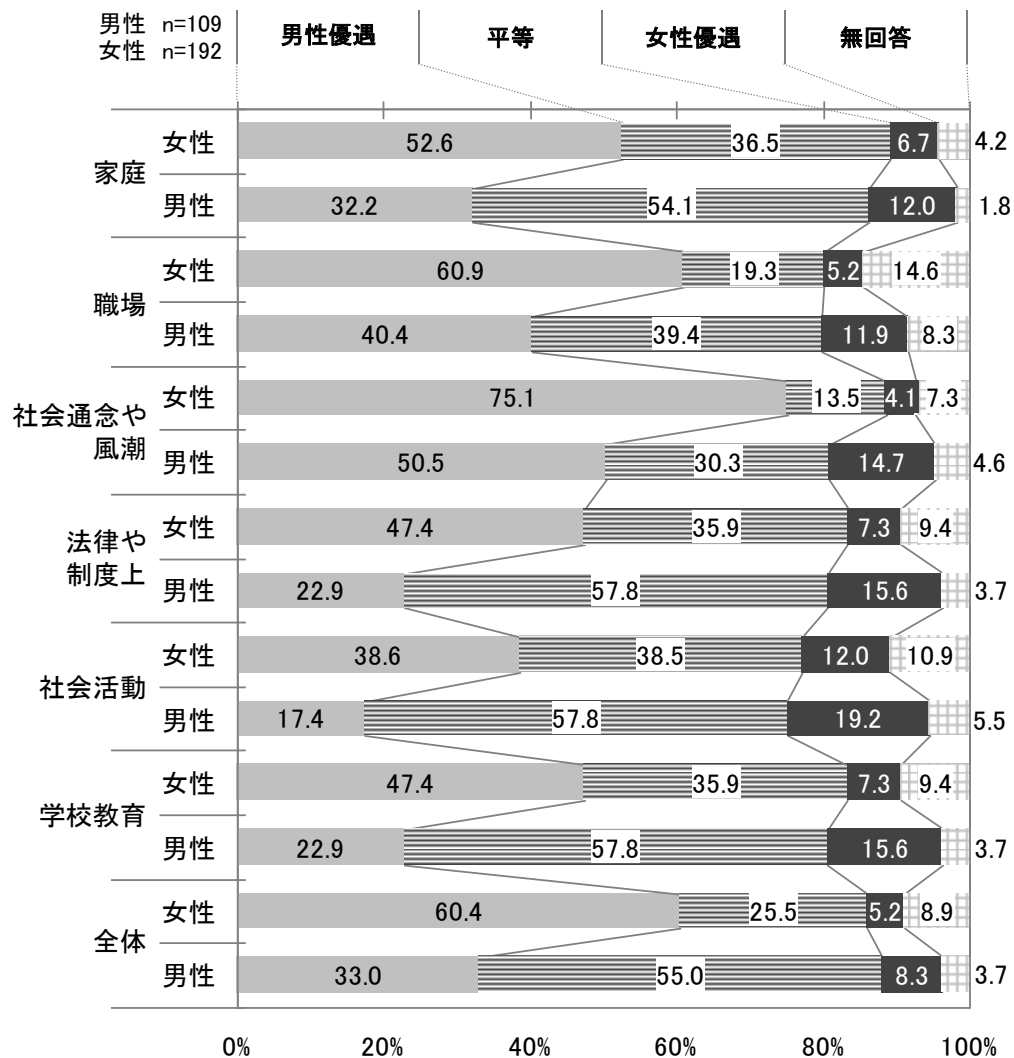
### 1 男女平等意識について

#### ①各分野の男女平等意識

男女平等意識についてみると、すべての項目で男性よりも女性で「男性優遇」の割合が高くなっています。特に、「社会通念や風潮」、「法律や制度上」、「学校教育」などの分野でその差が大きくなっています。

また、男性では「平等」と感じる割合が女性よりも高く、性別による男女平等意識に違いがみられます。

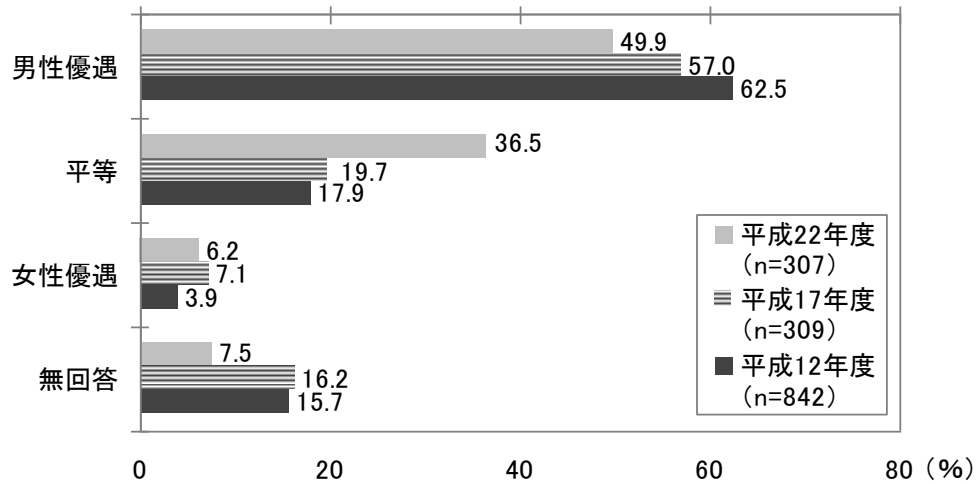
■図表9 男女平等意識について



## ②男女平等意識の経年比較（全体分野）

男女平等意識を経年で比較してみると、この10年で「平等」と感じる割合が20ポイント弱増加し、「男性優遇」と感じる割合が10ポイント強減少しており、男女平等意識の変化がうかがえます。

■ 図表 10 男女平等意識の経年比較（全体分野）



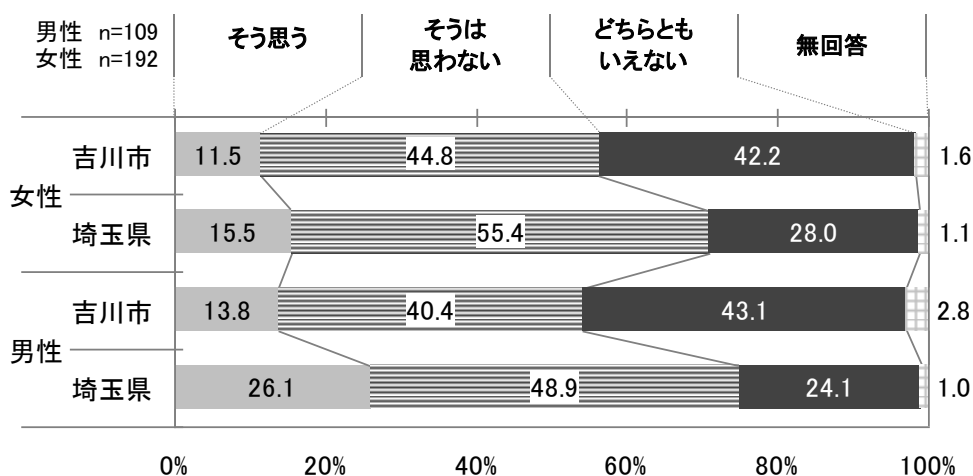
※「男性優遇」は「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた数値で、「女性優遇」は「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」をあわせた数値です。

## 2 性別役割分担について

### ①性別役割分担に対する考え方について

性別役割分担に対する考え方についてみると、「そうは思わない」という考えが男性よりも女性で高くなっています。また、県調査と比較すると、男女ともに「どちらともいえない」という曖昧な回答が4割強を占め高くなっています。

■図表 11 「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思うか

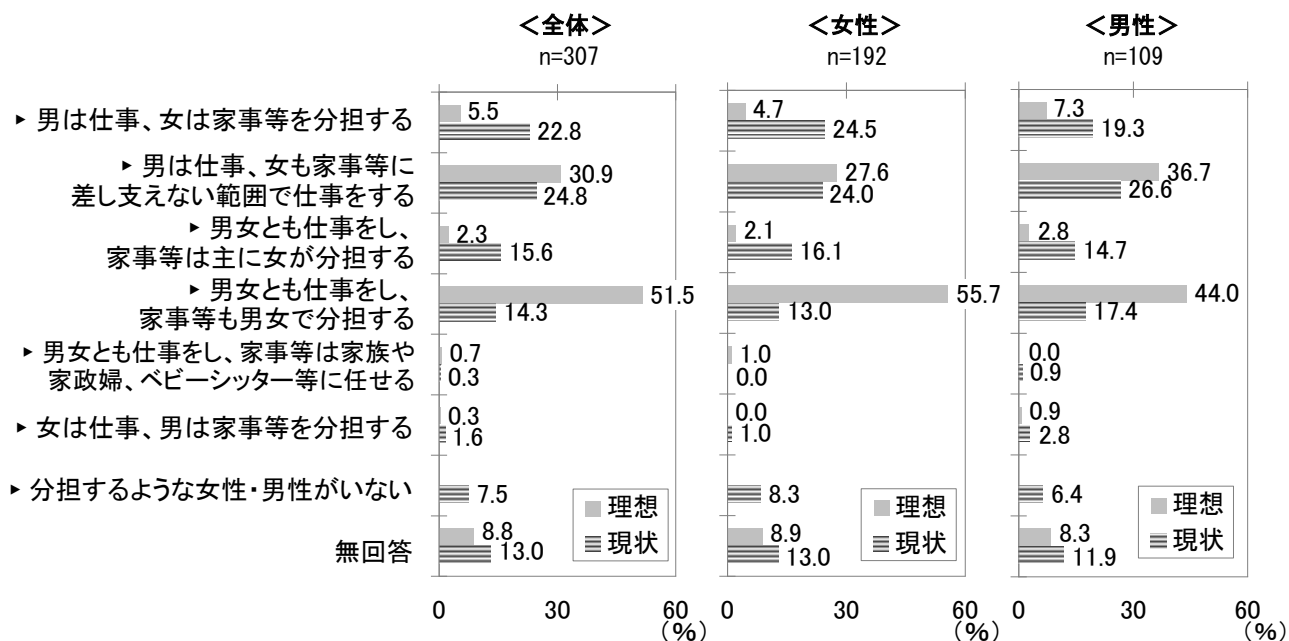


※県調査は平成 21 年実施。「わからない」は無回答に含め集計しました。

### ②性別役割分担の理想と現状について

性別役割分担の理想と現状についてみると、男女とも「男女とも仕事をし、家事等も男女で分担する」が理想として最も高いのに対し、現状では女性は「男は仕事、女は家事等を分担する」、男性は「男は仕事、女も家事等に差し支えない範囲で仕事をする」が最も高くなっています。

■図表 12 性別役割分担の理想と現状について

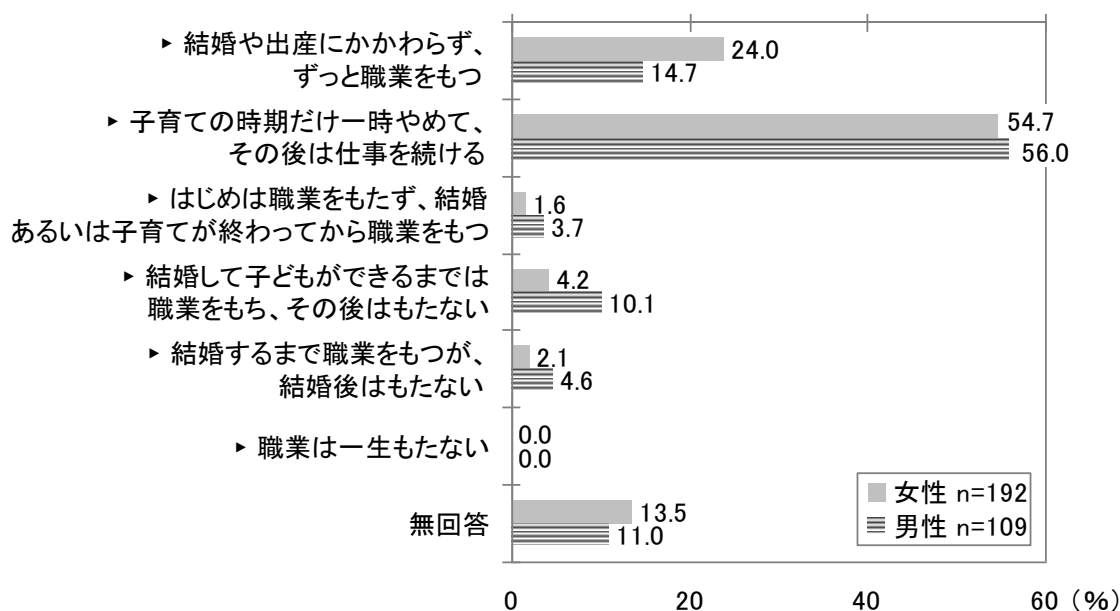


### 3 仕事と家庭の両立について

仕事と家庭の両立についてみると、望ましい女性の働き方では、男女とも「子育ての時期だけは一時やめて、その後は仕事を続ける」の中断再就職型が、半数を超えて最も高くなっています。また、「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ」の職業継続型も高くなっているものの、男女で10ポイント程度の差がみられます。

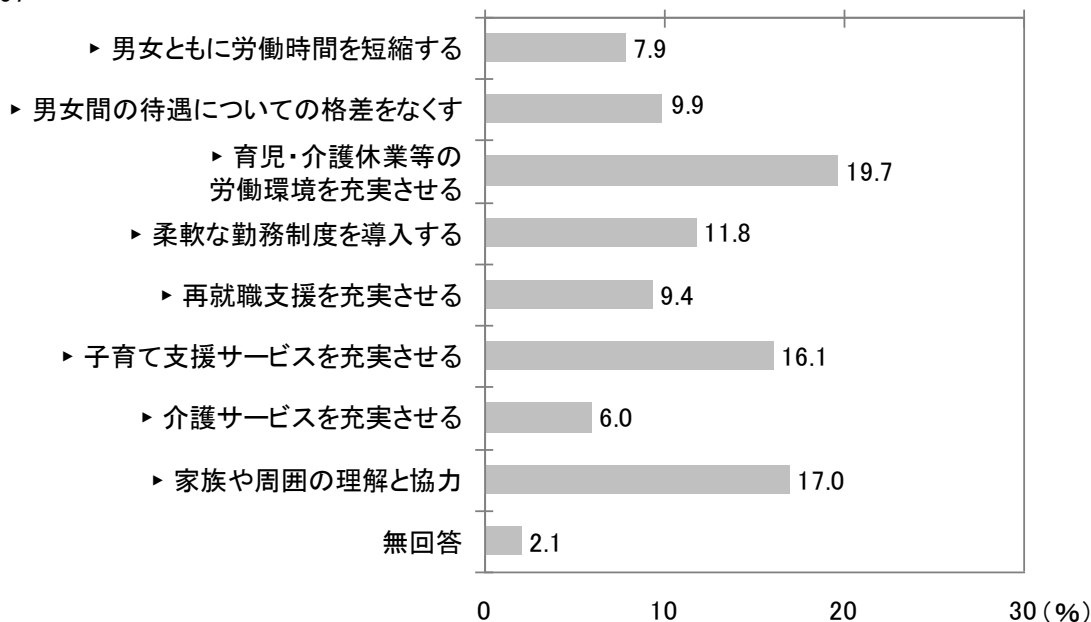
男女がともに仕事と家庭を両立するために必要なことについてみると、「育児・介護休業等の労働環境を充実させる」が最も高く、次いで「家族や周囲の理解と協力」、「子育て支援サービスを充実させる」となっています。

■図表 13 望ましい女性の働き方



■図表 14 男女がともに仕事と家庭を両立するために必要なこと

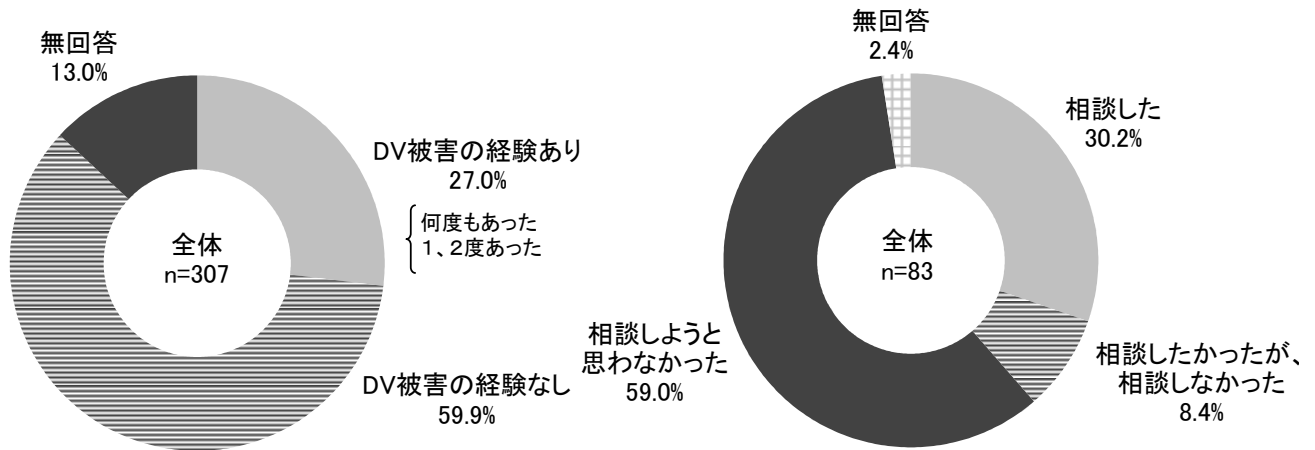
n=307



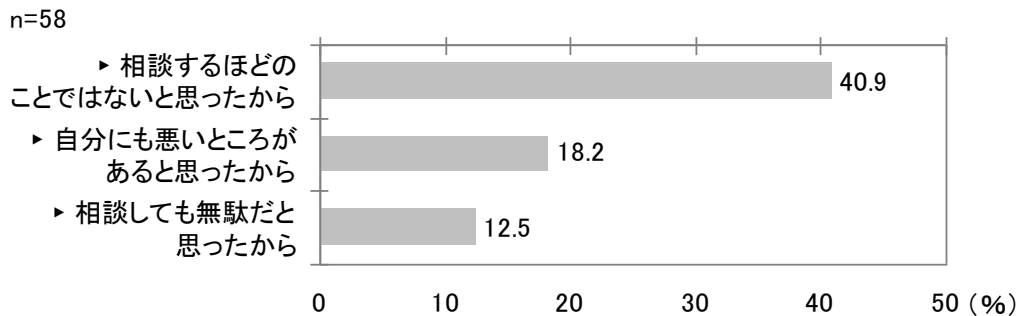
## 4 ドメスティック・バイオレンス（DV）について

DV被害についてみると、経験者が全体の3割弱を占めており、そのうちの半数以上が「相談しようと思わなかった」となっています。また、その理由については「相談するほどのことではないと思ったから」が約4割と最も高くなっている状況です。

■図表 15 DV被害の経験



■図表 16 DV被害を受けた相談の状況（上位3項目）



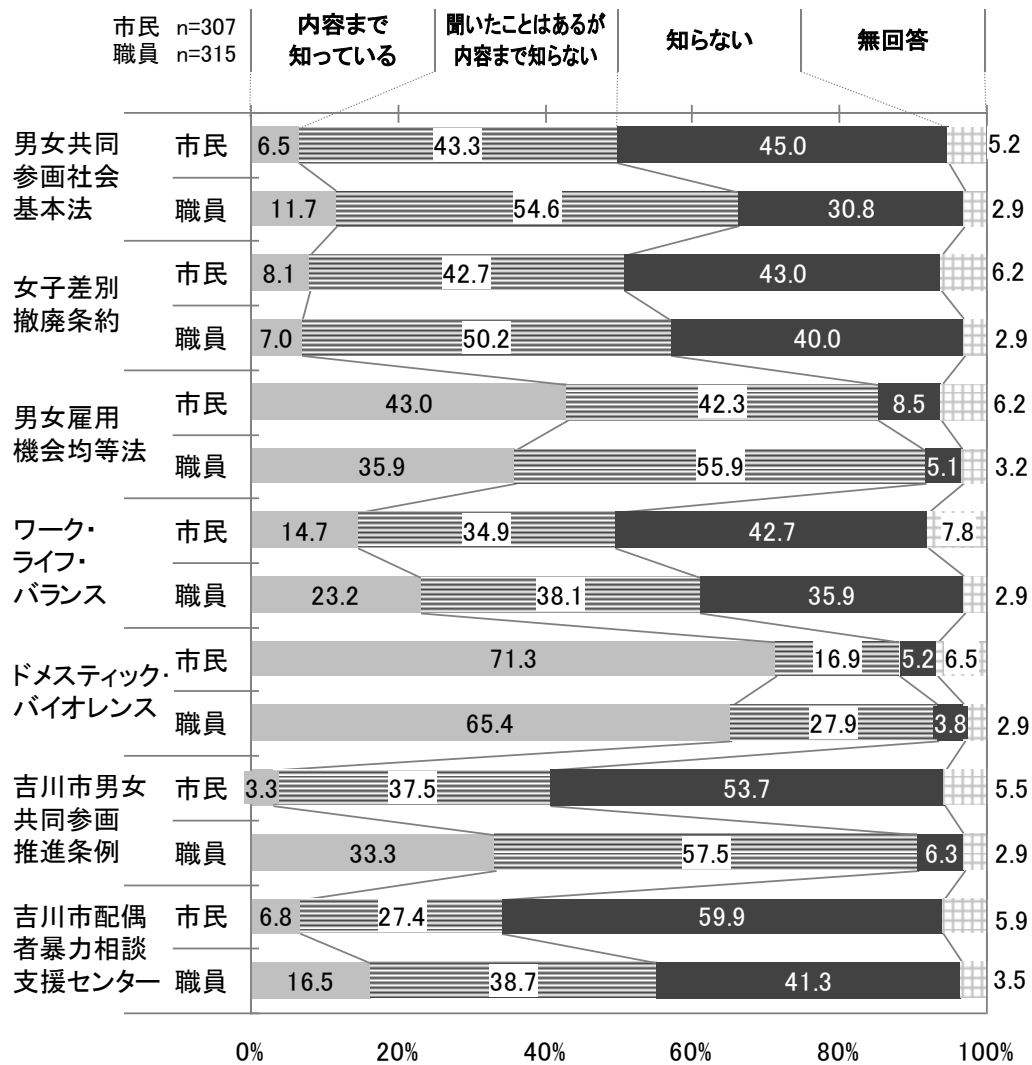
※DV被害の経験は、「暴行を受ける」などの身体的暴力のほか、「性的な行為を強要される」などの性的暴力、「何を言っても無視され続ける」「大声でどなられる」などの精神的暴力を受けた場合を指します。

## 5 男女共同参画の取り組み状況について

### ①男女共同参画に関する用語の認知状況

男女共同参画に関する用語の認知状況についてみると、市民・職員ともに「男女雇用機会均等法」や「ドメスティック・バイオレンス」では、比較的内容まで把握している割合が高くなっているものの、「男女共同参画社会基本法」や「女性差別撤廃条約」などは1割前後と低くなっています。

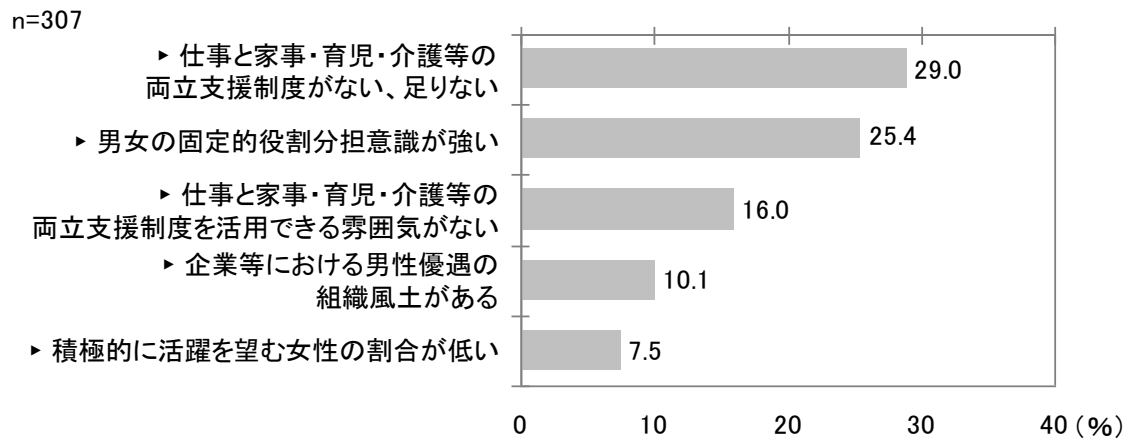
■図表 17 男女共同参画に関する用語の認知状況



## ②日本の女性共同参画が遅れている理由

日本の女性共同参画が遅れている理由についてみると、「仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度がない、足りない」が最も高く、次いで「男女の固定的役割分担意識が強い」、「仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度を活用できる雰囲気がない」となっています。両立支援制度の充実や普及が課題としてあげられていることがうかがえます。

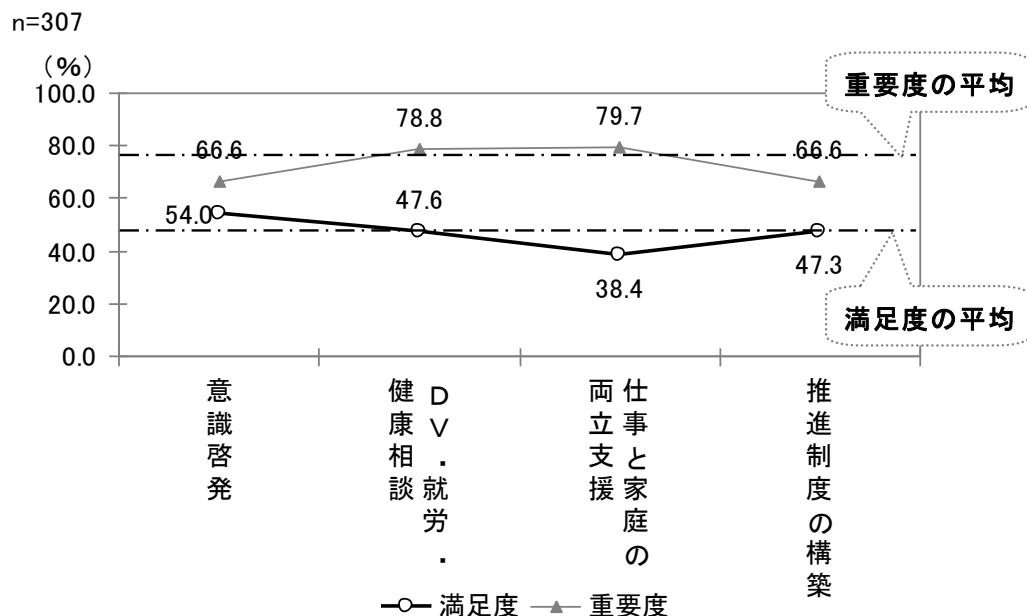
■図表 18 日本の女性参画が遅れている理由（上位5項目）



## ③男女共同参画推進にかかる施策の市職員による満足度と今後の重要度

男女共同参画推進にかかる施策の市職員による満足度と今後の重要度についてみると、重要度が最も高く、満足度が最も低い施策として「仕事と家庭の両立支援」があげられています。また、重要度が平均よりも下回る施策に「意識啓発」と「推進制度の構築」があげられています。

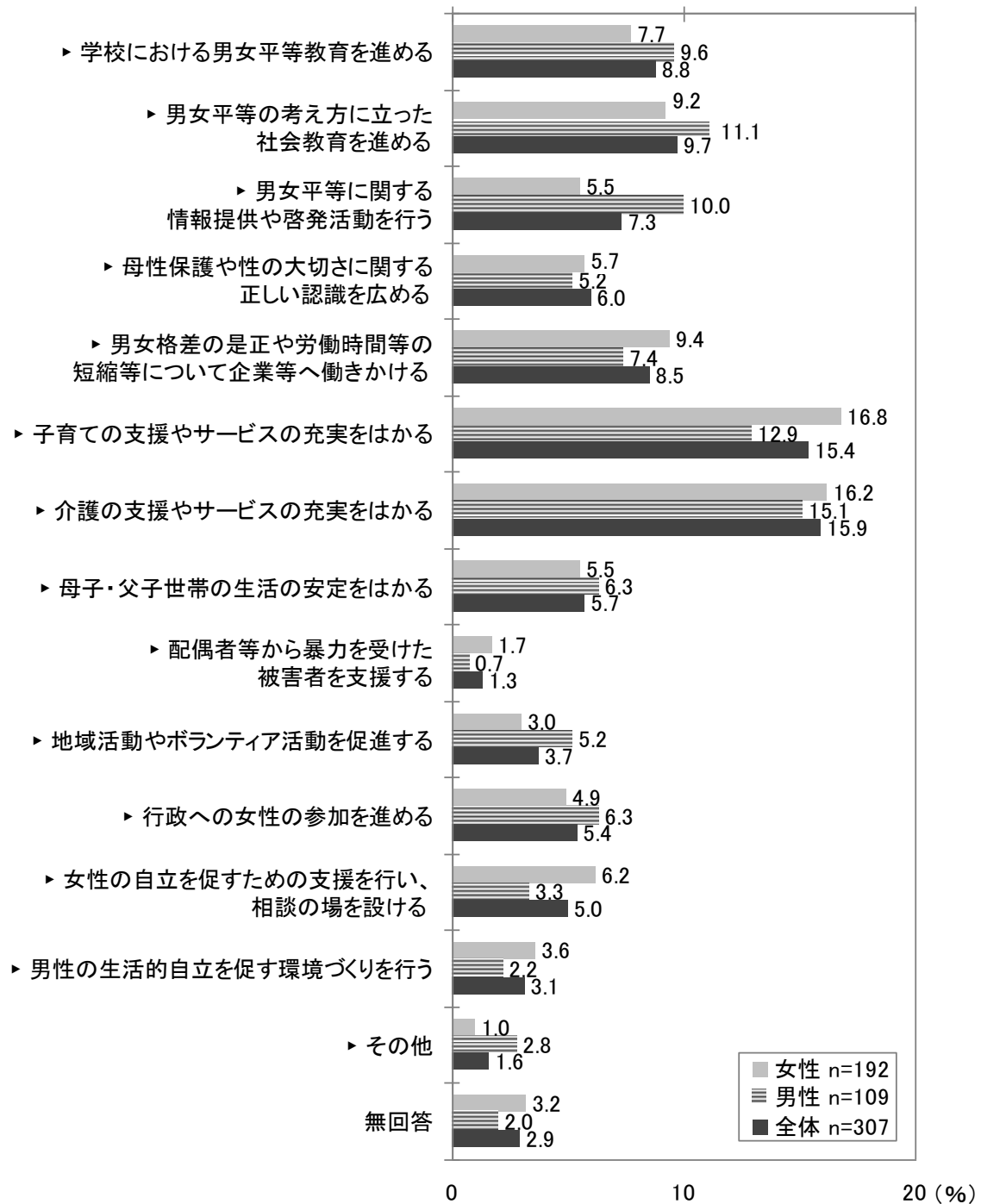
■図表 19 男女共同参画推進にかかる施策の満足度と今後の重要度



#### ④男女共同参画を推進するために、市が重点的に取り組むべき施策

男女共同参画を推進するために、市が重点的に取り組むべき施策についてみると、「子育ての支援やサービスの充実をはかる」が女性で1位、男性で2位、「介護の支援やサービスの充実をはかる」が女性で2位、男性で1位と高くなっています。また、学校教育や社会教育、情報提供・啓発活動、労働環境の改善に向けた企業等への働きかけなどについても上位にあげられている状況です。

■図表 20 男女共同参画を推進するために、市が重点的に取り組むべき施策





## 6 計画策定基礎調査や関係市民団体等ヒアリングからのご意見（一部抜粋）

個々の生活の中でジェンダーを考えると、その考えたことの積み重ねがジェンダーをなくし、「共同参画」という意識が根付くと思う。

（男性／30 歳代）

「男女共同参画とは、男女が全く同じことをすること。それには無理がある。」とっていた。男女共同参画については、人それぞれイメージなどで捉えていたり、誤った認識も持っている人が多いのでは。

そして、その原因は啓発不足だと思う。

（男性／30 歳代）

市民一人ひとりに「男女共同参画」ということはどういうことなのかを浸透させる方法、いわゆる「男女共同参画」の草の根運動のような地道な活動をしていかなければ市民の意識は盛り上がりません（私のみたところでは、まだ意識は低い）。市民一人ひとりが意識的に行動を起こせば、市全体が変化してくると思います。

各団体グループ、地域等で機会あるごとに勉強していけば、市民全体に共通テーマとして浸透し、一つの方向性が出てくるのではないのでしょうか。市民に浸透させるには「一人の百歩より百人の一步から」。

（女性／70 歳以上）

妻が仕事復帰をする時にブランクを心配するように、夫も家事をしない期間が長いと家事が全くできなくなってしまう。

夫も自立に向け、家事ブランクを心配すべき。

（女性／30 歳代）

男女共同参画について、もっと知りたい。知識や情報のある人を、まちの男女共同参画リーダーとして、市民団体に派遣して欲しい。それにより、少しずつ、推進していけると思う。

（女性／60 歳代）

産後も、就労したい女性は多い。しかし、実際に、就労するまでのハードルは高く、①育児中の女性を受け入れる会社が少ない。②保育所など子どもを預かってくれる環境が厳しい。③夫や家族の理解を得られにくい。という問題がある。

（女性／30 歳代）

DVは苦しく悲しい事なので、いかに早く見つけてあげられる社会にしてください。

今の時代に心がなくなっている事が、何でもしわよせとなって、世の中が冷たく、悲しい問題が尾を引いていると思います。

（男性／60 歳代）

育児は、喜びもあるが大変なことも多く、忍耐力や理解力、判断力も培うことができ、子どもも自分自身も成長できる。子育ては、人間を一回り大きくさせ、人格を高められるもの。

男性も育児を体験することが男女共同参画社会につながる。これからの社会は、「育児ができる人、家事ができる人」が評価され、認められるべきである。

（女性／40 歳代）



## 第3節 吉川市の男女共同参画を取り巻く課題

### 1 性別や年齢等に応じたさまざまな場面における一人ひとりの意識づくり

- 男女平等意識に性別や地域による差がみられます（図表9・11）
  - ・男女の平等意識について、「法律や制度上」や「学校教育」では「平等」と感じている割合が高いが、「社会通念や風潮」や「職場」では「男性優遇」と感じている割合が高いなど、分野や性別により大きな違いがみられる。
  - ・性別による役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「どちらともいえない」という曖昧な立場に立つ男女の割合が県調査よりも高くなっており、地域特性による差がうかがえる。
- 男女共同参画に関する学習機会や情報提供・啓発活動が求められています（図表20・関係市民団体等ヒアリング）
  - ・男女共同参画社会の実現に向け、今後市が重点的に取り組むべき施策として、学校教育や社会教育の場における学習機会の充実や、男女平等に関する情報提供・啓発活動が比較的上位にあげられている。
  - ・男女共同参画について誤った認識をもつ方も多く、その背景の一つに正しい知識を得る機会がない、啓発が不足していることがあげられる。



性別や年齢等の状況に応じた、より多様でそれぞれの立場にあった、誰もがわかりやすい啓発活動や学習機会の提供を進めることが必要です。



基本目標Ⅰ  
男女共同参画の意識づくり

## 2 地域特性を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進

- 政策・方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります（図表7・8）
  - ・吉川市の審議会・委員会等の女性委員の比率をみると、近年、減少傾向にあり、目標の40.0%を下回った状況が続いている。
- 仕事と家庭生活（子育て）を支える取り組みが求められています（図表2～6・12～14）
  - ・吉川市は県内でも子育て世代が多いまちで、出生率も国や県の水準を大きく上回っているが、女性の労働力率については、20歳代後半から30歳代にかけて出産・子育て等で仕事を中断するM字曲線を描いている。
  - ・「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担について、男女とも理想と現状との間に相違がみられる。
  - ・望ましい女性の働き方として中断再就職型や職業継続型があげられている。また、そのために必要な支援として「育児・介護休業等の労働環境を充実させる」が最も高い。
- 高齢者のワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっています（図表1・2）
  - ・吉川市の人口構造は働き盛りの世代や団塊の世代が多くなっている。そのため、定年退職を機に地域に活躍の場を求めて戻ってくる元気な高齢者への対応や、全国的な傾向と同様、今後も増加すると予測される高齢者の介護の問題などが懸念される。



女性も男性も性別や年齢に関わりなく、個人の意欲や生活の優先度に応じたワーク・ライフ・バランスを図れる環境づくりが重要です。

また、個人のワーク・ライフ・バランスは個人の取り組みだけで達成されるものではなく、企業が仕事の基盤を整え、行政が推進していくことが必要不可欠となっています。



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

### 3 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備

- 市内の男女共同参画を推進する必要があります（図表 8・17）
  - ・男女共同参画に関する用語の認知状況について、吉川市の取り組みである「よしかわパートナーシップアクションⅡ」や「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を内容まで把握している市職員の割合が低い結果となっている。
  - ・市内における女性管理職の比率については、1割前後で推移している。
- 市民と行政の連携体制のさらなる強化が求められています（関係市民団体等ヒアリング）
  - ・「吉川市民交流センターおあしす」について、男女共同参画推進の活動拠点としての役割強化が望まれている。
  - ・男女共同参画について、市民と行政が個々で活動している印象がある。市民と行政が連携するための仕組みづくりが望まれている。



施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、全市体制で取り組む必要があります。

また、行政内部の連携だけでなく、市民と行政とのパートナーシップを構築し、身近な活動を通して、さらなる展開を図ることが重要となっています。



## 基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

#### 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくり

● 暴力を看過しない環境づくりが求められています（図表 15～17）

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の経験者が全体の3割弱を占めており、そのうちの半数以上が相談していない。また、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の状況が潜在している傾向がうかがえる。
- ・「ドメスティック・バイオレンス（DV）」では、比較的内容まで把握している割合が高くなっているものの、平成21年に設置した「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の認知度は低くなっている。



今後も、国や県との連携を図りながら、吉川市として暴力を許さない意識や環境づくりをさらに進めるとともに、被害者への適切な相談や支援体制を強化することが重要です。



### 基本目標Ⅳ

## 女性に対する あらゆる暴力のない社会づくり

～吉川市配偶者等からの暴力防止  
及び被害者支援基本計画～

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の基本理念

吉川市では、吉川市男女共同参画推進条例における7つの基本理念に基づき、本計画の基本理念を設定します。

### すべての男女が、自分らしく生きることができるまちをめざして

すべての男女が、個人としての人権を尊重しつつ、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、自らが望む個性と能力を発揮できるあらゆる分野に、対等に参画できるまちをめざします。

#### 基本理念

吉川市男女共同参画推進条例から

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

## 第2節 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女平等意識を高め、互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識を育みます。

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境をつくりま

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

市民、団体、企業、行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、総合的・計画的に施策を推進します。

### 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。



## 第3節 施策の体系

### 基本理念

すべての<sup>ひと</sup>男女が、自分らしく生きることができるまちをめざして

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画に関する啓発
- 2 男女平等教育の推進
- 3 男女の人権の尊重
- 4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

- 1 政策・方針決定への参画推進
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり
- 3 ともに支えあう地域社会づくり
- 4 健康で自立した生活の支援

#### 基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

- 1 市民と行政の協働体制の強化
- 2 庁内推進体制の充実・強化

#### 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進
- 2 安心して相談できる体制づくり
- 3 DV対策の充実・強化

吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

## 第4章 計画の展開

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、男女平等意識の醸成を図ることが大切です。
- しかし、社会制度や慣行には、性別によって役割を固定する考え方が根強く残っており、男女双方の個性や能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。そのため、学校教育はもちろん生涯学習などさまざまな学習の機会を提供することで、日常的な男女平等についての意識づくりを促し、その定着と浸透を図ることが必要になります。
- 平成22年に実施した「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、男女平等意識について、この10年間で平等感は向上しているものの、性別で違いがみられます。男性では「平等」、女性では「男性優遇」と感じている割合が高く、特に社会通念や風潮、法律や制度上、学校教育の分野でその差が大きくなっています。(14ページ図表9参照)
- 男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、学校、家庭、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点をもつことができるよう、国際社会との協調のもと、効果的な広報・啓発活動や市民の生涯を通じた学習機会の確保に努めることが求められています。

## 1 男女共同参画に関する啓発

男女が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、男女平等の視点に立って行動できることが重要となります。

吉川市ではこれまで、広報や啓発紙による男女共同参画に関する情報の提供、フォーラムや講座の実施等による啓発活動を実施してきました。しかし、依然として、正しい情報や理解を得る機会が少ないと感じている市民もおり、男女共同参画についての認識が行き届いていないことがうかがえます。

そのため、男女平等意識に基づく男女共同参画について市民の理解をさらに深められるよう、内容等に工夫と改善を加えながら、今後もさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動に努めることが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	男女平等に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する情報や資料等を収集し、市民への提供に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 啓発紙の発行と充実 ・市民と協働により男女共同参画啓発紙を発行するとともに、その充実を努めます。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> おあしす男女共同参画コーナーの充実 ・おあしす共生プラザの男女共同参画コーナーにおける情報提供の充実を努めます。	おあしす 生涯学習課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 広報紙と市ホームページの活用 ・「広報よしかわ」及び「市ホームページ」を活用し、男女共同参画についての情報を掲載します。	政策室 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関連図書・資料の収集及び提供 ・男女共同参画に関する図書や資料の収集及び提供を図ります。また、男女共同参画週間を利用し関連図書を紹介するなど、情報提供に努めます。	市立図書館 生涯学習課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 多様な情報提供の場の充実 ・男女共同参画に関するポスターやチラシを公共機関等へ掲示・配置するほか、「おあしすだより」に男女共同参画情報を掲載するなど、多様な情報提供を行います。	市民参加推進課 おあしす 生涯学習課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女平等・男女共同参画に関する意識啓発を図るため、各種講座・学習会等を開催します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働による啓発事業の実施 ・市民と協働により、フォーラムやイベントなどさまざまな形態・対象の啓発事業を実施し、多くの市民へ効果的な啓発を図ります。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画に関する講座の開催・充実 ・市単独または市民と協働で、男女共同参画に関する講座を開催するとともに、テーマを増やすなど充実を図ります。	生涯学習課 市民参加推進課 健康増進課

### 家庭で、学校で、地域で、職場で



「男のくせに」、「女の子らしく」など、言うてしまうことはありませんか？  
あらゆる場面において、性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の意識をもちましょう。



#### ●「たんぽぽ99」からのメッセージ

「たんぽぽ99」は、「男女共同参画」の啓発を目的に活動している市民グループです。

言葉だけだとわかりにくい「男女共同参画にまつわる、日常生活のこんなことある、あるシーン」を寸劇やロールプレイにして、わかりやすく伝えています。

ご覧いただいた方に「なるほど、そうよね。」と男女共同参画について改めて考える機会を提供できたらうれいいですね。



## 2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会の実現に向け、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習が果たす役割は極めて重要となっています。

吉川市の学校教育は、「男女の別なく、ともに助けあい、協力すること」を基本に展開されています。しかし、児童・生徒の意識や習慣の形成には、指導する教職員をはじめ、基本的な生活の場としての家庭や地域社会における親や家族などの生活習慣や態度が大きな影響を及ぼします。

そのため、引き続き学校教育の場で男女平等意識を育む教育を推進するとともに、家庭や地域においても男女共同参画が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる環境づくりが大切です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	学校等における男女平等教育の推進	「男女の別なく、ともに助けあい、協力すること」を基本とした教育を推進するとともに、男女共同参画について正しい理解をもった指導者の養成に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女平等の意識を促す教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等の意識を高める教育を推進し、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について指導します。</li> </ul>	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 教職員等に対する男女平等に関する教育指導法の研究と研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教職員については、「男女平等教育推進委員会<sup>※3</sup>」における、男女平等教育指導方法の研究の充実を図るとともに、その研究成果を活用し、学校ごとに教職員の育成を図ります。</li> <li>保育所保育士や学童保育室指導員については、男女共同参画の意識をもって保育活動が行えるよう、研修を実施します。</li> </ul>	学校教育課 子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 体験学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>性別にとらわれず、個性や能力を活かすことができるよう、学校において職場体験や福祉活動などさまざまな体験活動を推進します。</li> </ul>	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 生徒指導・キャリア教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>性別にとらわれず、個性や能力を活かした進路選択ができるよう、指導の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課

### ※3 男女平等教育推進委員会

男女平等教育推進委員会とは、吉川市の小中学校より教員各1名と校長1名の計11名で構成され、主に男女平等教育に関する児童・生徒の意識啓発や教職員自身の意識の高揚を図るために設置している組織です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	学校等における男女平等教育の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 教育の場への保護者や地域の参画促進 ・性別に関わらず、また、仕事をもつ保護者の参画を促すため、学校行事等の開催日時に配慮します。 また、学校における男女平等教育と地域における教育が連携して行われるよう、地域住民が学校教育を見守る体制を推進します。	学校教育課 子育て支援課
2	家庭における男女平等教育の推進	家庭における男女共同参画を推進するため、家庭教育に関する学習機会を提供します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 子育て情報・家庭教育情報の提供 ・男女ともに育児参加できるよう、「子育てガイドブック」や広報、ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。	子育て支援課 生涯学習課
		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭教育講座・子育て講座の充実 ・男女の性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、充実した家庭教育講座や子育て講座を実施します。	生涯学習課 子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男性の育児参加の推進 ・男性の育児参加に関する講座や、活動団体の取り組みを広く紹介するなどの啓発を実施するほか、活動団体の支援を行います。	生涯学習課 子育て支援課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> ブックスタートの推進 ・男女がともに参加する子育てのはじめの一歩を支援するため、ブックスタートを推進します。	生涯学習課 市立図書館
3	地域における男女平等教育の推進	市民が生涯にわたり男女共同参画について理解を深められるよう、多様な学習機会の提供に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画地域リーダー制度の創設・実施 ・男女共同参画地域リーダーの登録制度を設け、市からリーダー、リーダーから地域へ男女共同参画について広く啓発します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画に関する講座の開催・充実【再掲】 ・市単独または市民と協働で、男女共同参画に関する講座を開催するとともに、テーマを増やすなど充実を図ります。	生涯学習課 市民参加推進課 健康増進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 学習情報の提供 ・生涯学習メニューブック等を活用し、男女共同参画に関する市の講座や団体等の情報提供の充実を図ります。	生涯学習課
		<input checked="" type="checkbox"/> 各種事業の参加促進に向けた配慮 ・性別に関わらず、市が開催する講座や行事、事業などに参加しやすいよう、開催日時に配慮します。	関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 青少年相談員活動の支援 ・男女の性差にとらわれない家庭教育が行える意識を育てるため、青少年と子どもたちが触れ合う体験活動の支援を行います。	子育て支援課

### 3 男女の人権の尊重

日本国憲法に個人の尊重と法もとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

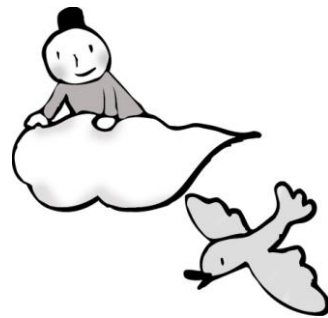
吉川市では、セミナー・研修の実施やパンフレットの配布等による人権意識の啓発に取り組んでいるほか、人権や男女平等に配慮した刊行物等の作成を行っています。

今後も、市民が互いの人権を尊重し、人権問題に敏感に反応できるよう啓発を進めることが必要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	人権意識の醸成	人権意識の向上に向け、さまざまな機会を通じた啓発や情報提供に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> あらゆる場における人権学習の充実 ・「女性の人権」について、学ぶことができる人権セミナー等を開催し、男女平等意識の啓発を図ります。	生涯学習課 庶務課
		<input checked="" type="checkbox"/> 人権啓発パンフレット等の作成・配布 ・「女性の人権」ほかすべての人権問題の啓発を図るため、パンフレット等を作成・配布します。	庶務課
		<input checked="" type="checkbox"/> 人権相談の実施 ・地域や職場などにおけるさまざまな差別問題に対応するため、人権擁護委員による人権相談を実施します。	庶務課
		<input checked="" type="checkbox"/> 虐待等の人権侵害の防止 ・性差はもちろん、年齢や障がいの有無等による虐待等の人権侵害を防止するため、周知や啓発、相談支援に努めます。	子育て支援課 市民参加推進課 いきいき推進課 社会福祉課



No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	メディア等における人権の尊重	メディア等において人権尊重・男女共同参画を阻害する表現がないよう啓発を進めるとともに、メディア・リテラシー <sup>※4</sup> 能力の育成を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 刊行物作成ガイドブックの改訂と活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が発行する印刷物等が男女共同参画の視点に配慮した表現となるよう、新たに、「刊行物作成ガイドブック」を作成し、周知を図ります。</li> </ul>	市民参加推進課 政策室 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 有害環境対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき、性に対する誤った認識をもたらす有害な環境や情報から青少年等を保護します。</li> </ul>	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> メディア・リテラシーに関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あふれる情報に対し主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供を行います。</li> </ul>	市民参加推進課 学校教育課



**※4 メディア・リテラシー**

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また、情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

## 4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

これまでの男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと成果を活かしなが  
ら進められている中、さらなるグローバル化の進展を踏まえ、さまざまな社会的・文化的  
背景をもつ人々が同じ地域の一員として認めあい、ともに男女共同参画社会の実現をめ  
ざすことが必要です。

吉川市においても、外国人登録者数が増加傾向にある中で、フォーラムやイベント等  
により市内在住外国人との交流機会を提供し、国際的な視点からの男女共同参画に関す  
る情報の共有などを進めています。

今後も、男女共同参画をめぐる世界的動向についての情報収集・提供に努め、市民の  
国際理解を深めるとともに、在住外国人が暮らしやすく、必要な支援が受けられる体制  
づくりが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	多文化共生社会 における男女共 同参画の推進	国際的な男女共同参画に関する情報の収集・提供を図るととも に、すべての人が安心して暮らせる多文化共生を推進します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 国際的動向についての情報の収集・提供 ・男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を 収集するとともに、提供に努めます。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 行政の国際化の推進 ・外国人市民が行政情報を正しく習得できるよう、市行 政情報の翻訳・通訳や市ガイドブックの活用など、行 政の国際化に努めます。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 地域の多文化共生の推進 ・外国の男女共同参画の状況やライフスタイル等につい て、理解が深まる交流の機会を提供し、地域の多文化 共生を推進します。	市民参加推進課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

- 誰もがいきいきと暮らせる豊かで活力ある社会を築くためには、男女がともに健康で、それぞれの能力を発揮し、意思決定の場や労働、地域活動など、さまざまな場面で活躍できる環境づくりが重要です。
- そのためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が示す、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現をめざす必要があります。
- 平成 22 年に実施した「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、日本の女性参画が遅れている理由として「仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度がない、足りない」の割合が高くなっています。また、男女共同参画社会を実現するために、市に求める施策としても、それらのサービスの充実への要望が高まっています。（20 ページ図表 18、21 ページ図表 20 参照）
- 男女が、社会の対等な構成員として互いに認めあい、責任をもち、さまざまな分野への参画を可能にするには、政策方針等の意思決定過程に男女の多様な視点や発想を取り入れるとともに、生涯を通じて心身の健康を確保し、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境づくりが不可欠です。

## 1 政策・方針決定への参画推進

日常生活に深い関わりをもつ市政など、政策・方針等の意思決定の場へ男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのためには女性自身が意欲や能力を高め、エンパワーメント<sup>※5</sup>の拡大を図ることが重要です。

吉川市では、審議会等に占める女性委員の比率 40.0%を目標に掲げ、その目標に向け推進してきましたが、平成 22 年度は 20.4%と目標を大きく下回っている状況です。こうした背景には、女性の参画・登用についての啓発や情報提供の不足といった課題があげられます。

そのため、女性が、社会的・政治的・経済的に力を発揮し行動できるよう情報提供や支援を行うとともに、政治や行政をはじめさまざまな分野における意思決定過程に男女の積極的な参画を促すことで、多様な価値観が反映された男女共同のまちづくりを展開することが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	男女の市政参画の促進	性別に偏らない多様な意見を市政に反映するための環境づくりに努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 審議会・委員会等への女性の登用 ・政策・方針決定への女性の参画を進めるため、「女性委員の登用率 40%」を目標に、審議会・委員会等への女性の登用を促進します。	市民参加推進課 政策室 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性委員登用率向上の推進 ・審議会等への女性の登用のための女性人材リストを新たに作成し、登録者への情報提供を行うとともに、関係部署等への周知とチェックを徹底し、目標達成に努めます。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 多様な提案機会の充実 ・市の重要施策の立案や実施に際し、意見提案ができるよう、パブリックコメントや地域ヒアリングなど、さまざまな市民参画の機会を提供します。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> まちづくりに関する学習機会の提供 ・まちづくりについて多様な提案ができるよう、市民説明会等、まちづくりに関する学習機会を提供します。	政策室 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 情報の公開 ・男女を問わず、多くの市民が市政に参加できるよう、市の情報を公開します。	庶務課 関係各課

### ※5 エンパワーメント

女性が力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を指します。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	男女の市政参画の促進	<input checked="" type="checkbox"/> 女性管理職登用の研究 ・市職員の管理職への女性登用率向上について、庁内連絡会議等を活用し、研究に取り組みます。	政策室 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性管理職登用の推進 ・「女性管理職登用の研究」を踏まえ、職員の理解や意識の高揚を図るとともに、性別に捉われない登用を促進します。	政策室
2	女性のエンパワーメントの拡大	地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、女性の人材に関する情報を幅広く収集します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性リーダーの育成 ・女性リーダーのロールモデル <sup>※6</sup> を紹介したり、男女共同参画地域リーダーを通じた啓発を行ったりするほか、国や県などが主催する女性リーダー育成講座やシンポジウムについて情報提供を行い、地域における女性リーダーの育成に努めます。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 地域における女性の参画促進 ・女性の参画が遅れている自治会等について、先進事例やロールモデルを紹介するなどの啓発を行い、女性の参画促進を図ります。	市民参加推進課 生涯学習課
		<input checked="" type="checkbox"/> 企業等における方針決定の場への女性の参画促進 ・企業等における女性管理職等についての先進事例やロールモデルを紹介するなどの啓発を行うほか、国や県等で実施している女性がステップアップするための講座等の情報提供を行います。	商工課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性のライフプランニング支援の研究 ・女性のエンパワーメントの拡大を図るため、子育て中の母親などのライフプランニング <sup>※7</sup> の支援・相談について研究します。	市民参加推進課 子育て支援課

※6 **ロールモデル**

具体的な行動等の模範となる人物のことをいいます。

※7 **ライフプランニング**

就労や出産、生きがいなど、何をどの時期に選択するか、また、その課題について、長期的な視点で検討・計画することをいいます。

## 2 男女がともに働きやすい環境づくり

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスを実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすと考えられます。そのため、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った、男女がともに自分らしく働き続けられる環境づくりに向けた支援が必要です。

吉川市の事業所の中には、県の子育て応援宣言企業に登録するなど、男女がともに働きやすい環境づくりに取り組んでいる事業所もみられます。また、家族経営の事業所等では男女がともに責任を分かちあいながら働いており、さまざまな職種への女性の進出も多くなっています。しかし一方で、育児・介護休業制度などが市内事業所に十分に浸透していないなどの課題も確認されている状況です。

今後も、働く場における男女共同参画を推進し、性別や年齢に関わらず、誰もが働きやすい職場環境づくりを促すとともに、女性がいつまでも自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう支援することが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	自らの希望するバランスで仕事と生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集と提供 ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報を収集し、啓発紙や市ホームページ、リーフレット等を通じて情報提供し、理解と普及を図ります。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランスに関する事業の実施と支援 ・市民と協働により、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を実施するとともに、関係団体等の支援をします。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 ・市内事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の取り組みや育児・介護休業制度などの情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	商工課
		<input checked="" type="checkbox"/> 次世代に対するワーク・ライフ・バランスの啓発 ・次世代を担う子どもたちを対象に、学校等の男女平等教育の中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性について伝えます。	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 市の率先した推進 ・市が見本となるべく、適正な定員管理やノー残業デーの実施等による時間外勤務の削減や、育児・介護休業制度の利用促進など、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した取り組みを行います。	政策室

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 市内事業所の求人情報提供 ・通勤時間の短縮により、ワーク・ライフ・バランスの推進が図れるよう、市内事業所の求人情報を提供します。	商工課
2	働く場における男女共同参画の促進	男女がともに対等なパートナーとして、均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、事業所への働きかけに努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 就労に関する法・制度の周知 ・男女の雇用機会の均等に関する法制度等について情報提供し、普及に努めます。	商工課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 事業所等に対する男女共同参画の啓発 ・事業所等を対象に、女性管理職等の積極的な登用や、職場での固定的な役割分担意識の見直しなど、働く場における男女共同参画についての啓発に努めます。	商工課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画推進事業所への支援 ・男女共同参画を推進している市内事業所について、その取り組みを紹介するほか、市内の推進事業所が連携できる機会を設けるなどの支援を行います。	商工課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> セクシュアル・ハラスメント <sup>※8</sup> 防止の啓発促進 ・セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が浸透するよう、情報提供や啓発を進めます。	市民参加推進課 商工課
		<input checked="" type="checkbox"/> 労働相談・経営相談の実施 ・労働条件や労使関係、経営・開業などに関する相談に応じる、労働相談及び経営相談を実施します。	商工課
		<input checked="" type="checkbox"/> 自営業等で働く女性の就業条件の向上 ・農業における「家族経営協定」の啓発・促進を図るなど、自営業等で働く女性の就業条件の向上に努めます。	農政課
3	女性が能力を發揮できる就業の支援	いつまでも自らの能力を活かし、活躍をめざす女性への支援の充実を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 就職・就労に関する情報の提供 ・女性が能力を發揮できる就職・再就職等、就業に関する情報の提供を行います。	商工課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性の職業能力開発に向けた事業の実施 ・市民と協働により、女性の職業能力開発に向けた事業を実施するとともに、関係団体等の支援をします。	商工課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携 ・女性が能力を發揮できる就業を支援するため、ハローワークや商工会、シルバー人材センターなどと連携を図ります。	商工課 いきいき推進課

※8 セクシュアル・ハラスメント

主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせのことをいいます。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をするうえでの一定の不利益を与えることをいいます。

### 3 とともに支えあう地域社会づくり

近年、急速に進む人口構造や社会環境の変化に対応するため、性別や年齢などにとらわれない男女共同参画社会の実現と、地域社会全体で子育てや介護等を支援していく支えあいの体制づくりが求められています。

吉川市では、地域において、子育てや高齢者を支えるさまざまな子育て支援・介護予防活動を協働で実施しています。また、市内には男女がともに活躍している多くの市民団体があるものの、自治会などの一部の団体においては、依然としてリーダーを男性が担う傾向がみられます。

支えあいなど地域活動の活発化を促し、子育て家庭への積極的な支援や高齢者等の介護・介助の問題を解決することは、吉川市の男女共同参画の推進にもつながることが期待されます。そのため、多様化するニーズに対応できる社会的支援を充実するとともに、男女がそれぞれの能力や個性を活かし、地域で活躍できる環境づくりが望まれています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	地域で取り組む子育てへの支援	さまざまなニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援を充実するとともに、ひとり親家庭の自立に向けた支援を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 次世代育成支援対策地域行動計画の推進 ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるための施策を、男女共同参画の視点に配慮しながら総合的かつ計画的に推進します。	子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援サービスの充実 ・子育てに関する積極的な情報提供や、子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援、ファミリーサポートセンターの運営など、子育て支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 多様な保育の充実 ・保護者の就労等に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、0歳児保育や延長保育、病児・病後児保育など、乳幼児の保育事業や学童保育事業などの充実を進めます。	子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育てネットワークや世代間交流の支援 ・子育てグループの育成や子育てネットワークの支援により、地域の子育て家庭の交流を深めるとともに、中高生や高齢者と乳幼児との触れ合い講座の実施等により、地域の世代間交流を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て支援拠点の充実 ・児童館や子育て支援センターなど、子どもたちや子育て家庭の身近な地域の子育て支援拠点の充実を図ります。また、地域で子どもたちを見守る事業の支援をします。	子育て支援課 生涯学習課	



No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	地域で取り組む子育てへの支援	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てに関する相談事業の充実 ・子育てに関するさまざまな相談に対応できるよう、子どもと家庭の相談や母子自立支援相談、教育相談、乳幼児健診・乳幼児相談のほか、保育所や子育て支援センターにおける相談等、相談事業の充実を図ります。	子育て支援課 健康増進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 配慮を要する子どもや家庭への支援 ・障がいのある子どもを養育している家庭や、ひとり親家庭に対して、福祉サービスの提供や支援を行います。	子育て支援課 社会福祉課
2	男女がともに支える介護・介助への支援	高齢者・障がい者等の介護・介助を必要とする人やその家族が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、関連計画に基づき支援を行います。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介護が必要な高齢者とその家族に対し、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携し、サービスの提供を行います。	いきいき推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 障がい者サービスの周知と介護・介助負担の軽減 ・介助・介護が必要な障がい者とその家族に対し、「障がい者福祉計画」に基づき、関係機関と連携し、サービスの提供を行います。	社会福祉課
		<input checked="" type="checkbox"/> 地域で支える介護者支援 ・性別に関わらず、誰もが介護の担い手となっているため、地域の中で、気軽に悩みの相談対応ができるよう努め、介護者の負担軽減を図ります。	いきいき推進課
3	市民・地域活動における男女共同参画	男女がともに地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、防犯・防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画の視点に立った市民・地域活動の実施と配慮 ・性別に関わらず参加できるボランティアやスポーツレクリエーションなど、さまざまな市民・地域活動を実施または支援します。実施に際しては、性別に関わらず参加できるよう、開催日時や情報提供などの配慮を行います。	関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯の促進 ・防災や防犯の分野に女性の視点やニーズを取り入れ、「避難所における女性への配慮」や「消防団員等防災組織への女性登用」等を実施し、地域の安全の基盤づくりに努めます。	市民安全課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
3	市民・地域活動における男女共同参画	<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの促進 ・男女共同参画の視点に立ち、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが活動しやすいまちづくりを進めます。	都市計画課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性リーダーの育成【再掲】 ・女性リーダーのロールモデルを紹介したり、男女共同参画地域リーダーを通じた啓発を行ったりするほか、国や県などが主催する女性リーダー育成講座やシンポジウムについて情報提供を行い、地域における女性リーダーの育成に努めます。	市民参加推進課

### 家庭で、学校で、地域で、職場で



男女ともに、自分が希望するバランスで、仕事と生活の両立が図られるよう、個人や事業所、社会全体で「ワーク・ライフ・バランス～仕事と生活の調和～」について、理解または見直していきましょう。



#### ●「吉川市商工会」からのメッセージ



商工会に属する7～8割の事業所は家族経営で、男女ともにそれぞれ意見や責任をもって仕事をしているように感じています。

また、イベント開催のための会議等では、男性からも女性からも良いアイデアが生まれています。

一方、中小企業等においては、出産・介護等により、女性が離職している現状もあります。信頼できる社員の復職は、企業側にもメリットが大きいことから、受け入れのフォローと仕組みづくりを一緒に考えていきたいですね。

#### ●「特定非営利活動法人NPOネットよしかわ」からのメッセージ

「NPO連絡会」から誕生した中間支援組織です。

協働でデザインした地域社会の実現に向けてさまざまな活動をしています。市と共催している「自立をめざす女性のためのパソコン講座」もその活動の一つであり、就労による自立をめざす女性を支援しています。

こうした活動により、性別に関わらず自分が望む生き方ができるお手伝いができたら、そして、吉川市の男女共同参画が少しでも前進したらうれしいですね。



## 4 健康で自立した生活の支援

自らの希望するバランスで働き、家庭や地域で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが基本的な条件であるといえます。特に、女性は各年代で身体的変化が多いことから、女性自身が自分の健康に決定権をもつ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>※9</sup>への理解の促進が重要です。

吉川市では、健康診査や健康教育・相談等を通じ、市民一人ひとりの年代や状況に応じた総合的な健康づくりの支援に努めています。しかし、特に中学生などの若年者に対しては、男女の互いの身体的特質を理解・尊重し、自分自身の身体の状況や健康について正しい認識に基づいた判断ができるよう、発達段階に応じた性教育の必要性が高くなっています。

今後も、男女がともに生涯にわたって健康に過ごせるよう、互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	いのちと性を尊重する教育の推進	男女がともに性と生殖に関して正しい知識をもち、互いの性への認識を深めるための教育・啓発を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 学校における性教育の推進 ・児童や生徒の状況や発達段階に応じた性教育の指導を行います。	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 性教育指導の研究と充実 ・複雑・多様化する児童・生徒の心身の状況に対応できるよう、学校や関係機関の連携のもと、研究を行い、充実した性教育指導を実施します。	学校教育課 健康増進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 性と生殖に関する健康と権利についての啓発 ・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての情報を収集し、提供を行います。	健康増進課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> いのちと性に関する学習機会の提供 ・いのちと性を尊重した人権に関する問題について学習を行えるよう、学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
		<input checked="" type="checkbox"/> 母子保健事業の充実 ・母子手帳の交付や母親学級、新生児訪問など、妊婦・出産における母子の健康に関する事業の充実を図ります。また、妊娠・出産時における父親の理解・協力についての啓発を行います。	健康増進課

### ※9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともにもつ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	性差や年代に応じた心と身体 の健康支援	ライフステージに応じた健康増進事業を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 男性の生活技術力向上に関する支援 ・食事づくりや食育について学べる出前講座の実施や特定個別保健指導でのアドバイスなど、性別役割分担の影響により、家事等が苦手な男性のための生活技術力向上に関する支援を行います。	健康増進課 生涯学習課
		<input checked="" type="checkbox"/> 働く女性の性と生殖の健康維持 ・母子手帳発行時に、働く女性の母性保護に関するリーフレットを配布し、健康維持のための情報を提供します。	健康増進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 介護予防事業の実施 ・地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。	いきいき推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 健康診査・健康相談・健康教育の推進 ・各種健康診査・健康相談の実施や、健康づくりに関する学習機会・情報の提供などにより、生活習慣病の予防や疾患の早期発見に努めます。	健康増進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者や障がい者への支援 ・高齢者や障がい者が、自らの意思により、地域で自立した生活が送れるよう「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者福祉計画」に基づき、サービスの提供を行います。	いきいき推進課 社会福祉課
		<input checked="" type="checkbox"/> 食育の推進 ・健康の基本である「食べること＝食育」について、「食育推進計画」に基づき、性別に関わりなく、すべての市民の食育の推進を図ります。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課 子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> スポーツを通じた健康づくり ・性別や年齢に関わらず、気軽にスポーツを通じた健康づくりができるよう、スポーツ事業の実施や体育施設の開放など地域におけるスポーツ活動の普及・促進に努めます。	スポーツ振興課
3	各種相談の実施	男女がともに地域で自立した生活が送れるよう、各種相談支援の充実に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 各種相談事業の充実 ・専門相談員による女性総合相談や弁護士による法律相談のほか、年金相談、消費生活相談、行政相談、税務相談、困りごと相談など、各種相談事業の実施や啓発、相談員の資質の向上を図ります。	市民参加推進課 庶務課 国保年金課 商工課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 民生委員・児童委員活動の充実 ・地域の身近な相談先である民生委員・児童委員の資質の向上のための研修や勉強会を開催し、活動の充実に努めます。	社会福祉課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

- 男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みはもちろん、市民、事業所、関係団体等、地域社会全体の理解と協力が必要です。
- 行政、関係機関、市民一人ひとりが男女共同参画をめざすという共通認識をもち、パートナーシップを構築する中で、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することが求められます。
- 平成 22 年に実施した「吉川市男女共同参画職員意識調査」によると、吉川市の取り組みである「よしかわパートナーシップアクションプランⅡ」や「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を内容まで知っている職員の割合は低く、施策推進の中心となる市職員のさらなる意識向上が課題となっています。(20 ページ図表 19、19 ページ図表 17 参照)
- 本計画ひいては市全体の男女共同参画の着実な推進に向け、市民や事業所、関係団体等との協働の関係づくりを進めるとともに、全庁的な推進体制の整備が必要不可欠です。

## 1 市民と行政の協働体制の強化

男女共同参画の推進にあたっては、行政のみならず、市民、事業所、関係団体等が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、対等なパートナーとして主体的な取り組みを展開することが重要です。

吉川市には、男女共同参画やコミュニティについて積極的に活動したいと考える人材やグループが存在します。また、「吉川市民交流センターおあしす」が、男女共同参画に関する資料の紹介やイベント開催などの活動の拠点となっています。しかし、市民からは活動方法がわからない、仲間がほしいなどの声もあり、市民と行政との十分な連携の仕組みを整備することが求められています。

そのため、さまざまな関係機関や市民、行政との連携体制の構築・強化を図ることで、本計画の着実な推進をめざすことが必要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	市民との協働による男女共同参画の推進	市民の積極的な参画により、本計画の着実な推進を図るとともに、強力なパートナーシップを築き、市全体の男女共同参画の実現をめざします。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働による計画の進行管理 ・男女共同参画審議会等に計画の推進状況を報告し、市民の意見や情報を反映し、計画の推進と見直しを進めます。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画地域リーダー制度の創設・実施【再掲】 ・男女共同参画地域リーダーの登録制度を設け、市からリーダー、リーダーから地域へ男女共同参画について広く啓発します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 市民企画事業の実施 ・男女共同参画の推進を図るため、市民と行政の協働により、フォーラムやイベント、講座など、さまざまな市民を対象とした男女共同参画事業を実施します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体への支援 ・男女共同参画に関係する事業等を実施している市民団体を支援し、男女共同参画の推進を図ります。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携 ・国・県や他市町村、女性センター等と連携し、男女共同参画の推進を図ります。	市民参加推進課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	男女共同参画推進センター「おあしす」の充実	<p>市民や関係団体等との連携のもと、男女共同参画を推進していく拠点として、「おあしす」の活用・充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 市や市民団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進のため、おあしすと市、市民団体と定期的な連絡会議等を実施し、連携を図ります。</li> </ul> </li> <li>☑ 男女共同参画啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おあしすだより」への男女共同参画記事の掲載や、男女共同参画コーナーの管理など、男女共同参画の啓発を行います。</li> </ul> </li> <li>☑ 男女共同参画事業への協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進のため、市や市民団体等が実施する男女共同参画事業に協力します。</li> </ul> </li> <li>☑ 子ども室の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをもつ方が、男女共同参画事業をはじめ、おあしすで実施されるさまざまな活動に参加できるよう、一時的に子どもを預けられる子ども室の運営を行います。</li> </ul> </li> </ul>	<p>おあしす 生涯学習課 市民参加推進課</p> <p>おあしす 生涯学習課 市民参加推進課</p> <p>おあしす 生涯学習課 市民参加推進課</p> <p>子育て支援課</p>

## 家庭で、学校で、地域で、職場で



行政とともに男女共同参画社会をめざしましょう。



### ●「吉川市男女共同参画審議会」からのメッセージ

男女共同参画は、市民の皆さん一人ひとりの意識によるところが大きいため、行政だけでなく、私たち市民や企業、社会全体が取り組んで、はじめて推進できるものだと思っています。

また、個人的な問題が、社会に共通する問題なのかもしれないと考える視点をそれぞれがもちたいと思います。

男女共同参画の実現を、行政とともにめざしていきたいですね。



## 2 庁内推進体制の充実・強化

男女共同参画を推進するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっています。そのため、職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点をもって取り組みを進める必要があります。

吉川市の庁内の男女共同参画の推進状況については、40歳以上の女性職員が少ない状況を背景に、平成22年度の管理職に占める女性の比率が10.3%となっています。また、計画の推進体制については、「男女共同参画庁内連絡会議」や「男女共同参画庁内推進会議」において計画の進行管理に努めていたものの、定期的な会議の開催が図られていないため、全庁的な体制整備が不十分となっています。

今後は、職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、実行していくとともに、関係各課の緊密な連携のもと、本計画を確実に推進するための仕組みについて見直しを図ることが重要となっています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	庁内における計画推進体制の強化	本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、庁内の推進体制を整備します。また、各施策の適正な進行管理を行える仕組みづくりに努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 全庁的な計画の推進 ・男女共同参画推進会議及び男女共同参画庁内連絡会議を中心とし、全庁にわたり、計画を総合的かつ効果的に推進します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 進捗状況の把握と報告 ・計画の進捗状況を把握するため、施策の確認を行い、市民の皆さんに公開します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 意識調査の実施 ・市民や職員の男女共同参画に関する意識の動向を把握するため、定期的に市民意識調査や職員意識調査を実施します。	市民参加推進課



No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	庁内における男女共同参画の推進	男女双方の視点から施策を推進できるよう、市職員が市民の先頭に立ち男女共同参画を実践します。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内会議の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進会議及び男女共同参画庁内連絡会議において、施策の推進や調査・研究を行うとともに、庁内の連携を深めます。</li> </ul>	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 職員研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点をもって、各業務を進められるよう、管理監督者を含め、職員全体を対象に職員研修を体系的に実施します。</li> </ul>	政策室 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントに対する啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメントや庁内相談窓口について、職員へ周知を図ります。</li> </ul>	政策室 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性管理職登用の研究【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の管理職への女性登用率向上について、庁内連絡会議等を活用し、研究に取り組みます。</li> </ul>	政策室 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性管理職登用の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性管理職登用の研究」を踏まえ、職員の理解や意識の高揚を図るとともに、性別に捉われない登用を促進します。</li> </ul>	政策室

## 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

### ～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～

- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識等による経済力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、DVは構造的な社会問題といえます。女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえでの大きな課題となっています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正などにより法制度の整備は進んでいるものの、配偶者等からの暴力などに対する社会的認識は依然十分であるとはいえません。
- 平成22年に実施した「吉川市男女共同参画策定基礎調査」によると、DV被害の経験について、全体の3割弱に経験があるものの、その被害を相談した割合は約3割に止まっており、半分以上が相談をしていない状況です。また、その理由として「相談するほどのことでもないと思ったから」が最も高くなっています。（18ページ図表15・16参照）
- 暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、安心して相談できる体制づくりや警察署などの関係機関との連携を図るなど、DV等、女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりに向けて、社会全体で取り組む必要があります。

## 1 暴力を許さない社会づくりの推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし、実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

吉川市では、DVに対して、学校や地域において、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組んできました。また、中学生や高校生などの若年者層へは、結婚前の交際相手との間に起こるデートDV<sup>※10</sup>についての理解促進を進めています。

男女共同参画の実現を阻むDV等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する社会的気運を醸成するとともに、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV等の防止に向けた広報・啓発活動の充実	さまざまな機会、メディア等を活用した広報・啓発活動を進めるとともに、地域においてDV防止に関する啓発ができる人材の育成に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 広報紙や市ホームページ、啓発紙等による情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止に関する情報を広報紙や市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレットなど、さまざまな媒体を通じて提供します。</li> </ul>	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV防止地域サポーター制度の創設・実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止地域サポーター講座」を実施し、DV防止に関する情報を地域に発信するDV防止地域サポーターを育成します。</li> </ul>	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV講座等学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるDVへの理解を深めるため、DVについての出前講座を実施するなど、学習機会の充実を図ります。</li> </ul>	市民参加推進課 生涯学習課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性に対するあらゆる暴力根絶に向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVのほか、性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等女性の人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。</li> </ul>	市民参加推進課

### ※10 デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	若年者に対する 予防啓発の推進	若年者に対して、人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 学校における人権尊重と暴力を許さない教育の実施 ・各学校における「男女平等」や「暴力を許さない」という人権教育の充実を図ります。	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> デートDV防止に関する啓発 ・若い恋人同士間に起こる「デートDV」を防止する啓発を実施します。	市民参加推進課 学校教育課 生涯学習課

### 家庭で、学校で、地域で、職場で



DVは、犯罪行為をも含む重大な人権犯罪です。  
 「DVは犯罪であること、暴力は許さない!」という意識を高めていきましょう。



#### ●「民生委員・児童委員」からのメッセージ

民生委員は皆さんの身近な存在として、地域のさまざまな入口にいます。そして、いつも、弱い立場の方を支援していきたいと考えています。

DV被害の経験者が3割近くも存在するという市民意識調査の結果を聞き、胸が痛みます。

「DVは許さない!」という気運を高め、悩んでいる人が気軽に助けを求められる地域をつかっていきたいですね。



左：吉川民生委員・児童委員協議会 会長 野中 八重さん  
 右：埼玉県男女共同参画推進部会 常任委員 石倉 尚美さん

## 2 安心して相談できる体制づくり

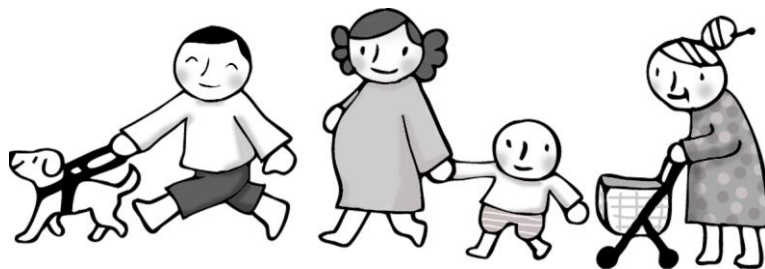
平成 19 年のDV防止法の改正に伴い、市町村において配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置が努力義務化されるなど、配偶者の暴力に対する市町村の取り組みの強化が求められています。

吉川市では、女性総合相談において女性が抱えるさまざまな問題・悩みについての相談に応じています。これに加え、平成 21 年にはDV防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターを開設し、DVに関する相談や情報提供などの支援を行っていますが、市民の中には、配偶者暴力相談支援センターを知らない人もみられ、周知が十分に図られていないことがうかがえます。

そのため、被害者にとっての身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知・充実に努めることが必要です。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、安心して相談できる体制を充実することが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV被害者等に対する相談体制の充実	DVに関して適切な相談支援が図られるよう、センターの周知や相談体制の充実に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ・地域で気軽に相談できる「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実に努めます。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DVに関する情報の収集と調査・研究 ・充実した支援を行うため、DVに関する最新の情報を収集します。 また、相談室・シェルターの設置やカウンセリング、加害者・外国人・若者等に対するDV防止施策などについての調査・研究を行います。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 相談員の資質の向上 ・被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民参加推進課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV被害者等に対する相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 二次被害 <sup>※11</sup> の防止 ・被害者が二次被害を受けることのないよう、職員 のDVや被害者対応に関する認識を高めます。	市民参加推進課 全庁
		<input checked="" type="checkbox"/> 外国人・高齢者・障がい者への配慮 ・相談における通訳ボランティアの活用や関係機関 と連携を図るなど、外国人被害者への対策を実施 します。 また、DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や 障がい者については、相談や関係機関を通じた被 害者の早期発見や相談活動の充実を図ります。	市民参加推進課 社会福祉課 いきいき推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 加害者対策の実施 ・加害者の追及に対し適切な対応ができるよう、職 員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民参加推進課



**※11 二次被害**

被害者から相談を受けた家族や友人、支援者などの本来であれば加害者のよき理解者となって味方になるべき人たちが、暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聞かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

### 3 DV対策の充実・強化

DV被害には、生命を脅かされる危険性が伴うため、身の危険を感じた被害者を適切に保護し、安全確保を図ることが極めて重要になります。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

吉川市では、被害者の意思に基づき、一時保護施設との連携のもと、緊急一時保護を実施しています。DV防止法の施行以後、緊急一時保護を必要とする被害者は、県内でも増加しており、近年では、子どもと一緒に保護を希望する人、障がい者、精神的なケアを必要とする人など、特別な配慮が必要な被害者も増えている状況です。

今後も、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努めることが必要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	被害者の安全確保と緊急避難の拡充	緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることのできる体制の充実に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の安全確保と対応 ・緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施など、被害者の状況に応じた安全確保や支援を実施します。	市民参加推進課 子育て支援課
		<input checked="" type="checkbox"/> 保護命令制度の利用助言 ・裁判所が加害者に対して発する「保護命令制度」の説明や利用助言をします。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 被害者等に関する個人情報保護 ・被害者の状況に応じ、住民票の写し等の交付制限などの支援措置を行います。	市民課 市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 必要に応じた同行支援の実施 ・被害者の安全確保や自立支援のため、必要に応じ、同行支援や助言を行います。	市民参加推進課 子育て支援課 社会福祉課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	自立のための支援体制の充実	被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 ・被害者に応じた適切な情報提供や支援ができるよう、関係機関と連携するとともに、配偶者暴力相談支援センターの体制を強化します。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 住宅確保に関わる支援の実施 ・被害者の公営住宅の短期入所制度の助言、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。	市民参加推進課 建築課
		<input checked="" type="checkbox"/> 子どもに対する支援の充実 ・関係機関と連携し、被害を受けた子どもの様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮など、適切な対応と支援を行います。	市民参加推進課 子育て支援課 学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 生活・経済的支援の実施 ・被害者の状況に応じ、生活保護制度による適切な保護の実施、または健康保険やひとり親制度、各種手当等の申請援助や助言を行います。また、母子自立支援員による就業等の相談を実施します。	社会福祉課 子育て支援課 国保年金課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関連する法制度の適切な運用 ・住民票の写し等の交付時に本人確認及び交付理由の厳格な審査を図ります。また、司法手続きに関する支援や助言をします。	市民課 市民参加推進課
3	関係機関とのネットワークの構築	DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県、近隣市町及び市の関係機関や民間団体との連携を進めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内関係各課との連携 ・総合調整機能を有する配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内の関係各課が連携し、被害者に適切な支援を行います。 また、関係各課の連携を深めるため、「DV及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」を実施します。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との連携 ・警察や婦人相談センター、医療機関等、DV支援に関係する機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。 また、関係機関との連携を深めるため、連携会議等を実施または参加します。	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV防止地域サポーター等との連携 ・DV防止地域サポーターや民生委員・児童委員等と連携し、被害者への相談先等の情報提供やDV防止啓発に努めます。	市民参加推進課





## 第5章 重点事業・数值目標

## 第1節 重点事業及び数値目標一覧

本計画では、計画の達成度や主な事業の進捗状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、重点事業及び数値目標を設定します。

### ①成果指標（＝取り組みの結果、“何”が“どのように”になっているか）の設定

基本目標の達成状況をはかるため、バロメーターとなる成果指標を設定しています。

### ②活動指標（＝“何”を“どれくらい”やるか）の設定

各施策の中から基本目標を達成するための数値、または実施の有無が明確な活動指標を重点事業として定めています。

## 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

指標名		平成22年度 (2010年度)	▶	平成33年度 (2021年度)
<b>■成果指標</b>				
男女の平等意識		36.5%	▶	50.0%
指標の考え方) 市民を対象とした吉川市男女共同参画計画策定基礎調査における、男女の平等感について、「全体として平等である」と選択した方の割合を用いるものとします。				
<b>■活動指標</b>				
1	男女平等に関する情報提供・媒体数	年／8媒体	▶	年／10媒体
	市民参加推進課			
2	男女共同参画市民協働事業の実施	年／2事業	▶	年／2事業
	市民参加推進課			
3	すべての教職員が男女平等教育について見直す機会	新規	▶	毎年度実施
	学校教育課			
4	男性の育児参加に関する事業の実施	新規	▶	毎年度実施
	子育て支援課・生涯学習課・健康増進課・市民参加推進課			
5	男女共同参画地域リーダーの登録者数	新規	▶	100人
	市民参加推進課			
6	人権に関する学習する機会の提供	毎年度実施	▶	毎年度実施
	生涯学習課・庶務課			
7	刊行物作成ガイドブックの改訂	新規	▶	平成25年度までに改訂
	政策室・市民参加推進課			
8	国際的な視野に立った男女共同参画の啓発事業の実施	1回実施	▶	毎年度実施
	市民参加推進課			

## 基本目標 2 男女共同参画の環境づくり

指標名		平成 22 年度 (2010 年度)	▶	平成 33 年度 (2021 年度)
<b>■ 成果指標</b>				
① 審議会等における女性委員の登用率		24.1%	▶	40.0%
② 男女の役割分担についての「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致		不一致 理想「男女ともに仕事も家事もする」 現実「男は仕事、女は家事等に差し支えない範囲で仕事をする」	▶	一致
<p>指標の考え方) ①各年 4 月における、吉川市の審議会・委員会等の女性委員の割合を用いるものとします。                  ②市民を対象とした吉川市男女共同参画計画策定基礎調査における、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された選択肢を用いるものとします。</p>				
<b>■ 活動指標</b>				
1	審議会等のための女性人材リストの登録者数 市民参加推進課	新規	▶	50 人
2	地域の女性リーダー紹介による啓発の実施 市民参加推進課	新規	▶	毎年度実施
3	審議会等における女性委員の登用について 関係部署への周知とチェック 市民参加推進課	年 / 2 回	▶	年 / 4 回
4	ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施 市民参加推進課・商工課・生涯学習課・学校教育課	新規	▶	毎年度実施
5	家族経営協定（農業）の実施率 農政課	20.6%	▶	30.0%
6	女性の就職・就労に関する支援の実施 商工課・子育て支援課・市民参加推進課	毎年度実施	▶	毎年度実施
7	保育所の新規設置 子育て支援課	7 箇所	▶	平成 24 年度までに増設
8	学童保育室の新規設置 子育て支援課	7 箇所	▶	平成 25 年度までに増設
9	地域型介護予防教室の設置 いきいき推進課	新規	▶	平成 24 年度までに設置
10	健康診査や訪問等による乳児と母への保健指導率 健康増進課	99.3%	▶	毎年度 100.0%
11	男性の生活技術力向上に関する支援 生涯学習課・健康増進課・市民参加推進課	新規	▶	毎年度実施
12	各種相談事業の啓発の実施 庶務課・関係各課	毎年度実施	▶	毎年度実施

### 基本目標3 男女共同参画推進の体制づくり

指標名		平成 22 年度 (2010 年度)	▶	平成 33 年度 (2021 年度)
<b>■ 成果指標</b>				
計画実行率		—	▶	100.0%
指標の考え方) 本計画におけるすべての活動指標についての実行割合を用いるものとします。				
<b>■ 活動指標</b>				
1	計画の進捗状況の把握と報告	毎年度実施	▶	毎年度実施
	市民参加推進課			
2	男女共同参画審議会の開催	毎年度実施	▶	毎年度実施
	市民参加推進課			
3	おあしすとの連携会議の開催	新規	▶	毎年度実施
	生涯学習課・おあしす・市民参加推進課			
4	意識調査の実施	5年ごとに実施	▶	5年ごとに実施 (平成 27・32 年度)
	市民参加推進課			
5	推進会議及び庁内連絡会議の開催	未実施年あり	▶	毎年度実施
	市民参加推進課			
6	職員研修の実施	未実施 (平成 22 年度以前)	▶	毎年度実施 全職員受講
	政策室・市民参加推進課			
7	女性管理職登用等の研究と取り組みの実施	新規	▶	毎年度実施
	政策室・市民参加推進課			

## 基本目標 4 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

指標名		平成 22 年度 (2010 年度)	▶	平成 33 年度 (2021 年度)
<b>■ 成果指標</b>				
①	「DV」の内容まで知っている割合	71.3%	▶	80.0%
②	「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を知らない割合	59.9%	▶	40.0%
<p><b>指標の考え方</b> ①市民を対象とした吉川市男女共同参画計画策定基礎調査における、「DV」について「内容まで知っている」と選択した方の割合を用いるものとします。</p> <p>②市民を対象とした吉川市男女共同参画計画策定基礎調査における、「吉川市配偶者暴力相談支援センター」について「知らない」と選択した方の割合を用いるものとします。</p>				
<b>■ 活動指標</b>				
1	DV防止に関する情報提供・媒体数 市民参加推進課	年／8媒体	▶	年／10媒体
2	DV防止地域サポーターの登録者数 市民参加推進課	新規	▶	100人
3	専門相談員の拡充と専門相談室の設置 市民参加推進課	週1日（専門相談員） 相談室なし	▶	週3日（専門相談員） 相談室設置
4	「DV支援情報ハンドブック」の発行 市民参加推進課	新規	▶	平成25年度までに発行
5	多言語による「DV支援情報ハンドブック」の発行 市民参加推進課	新規	▶	平成26年度までに発行



# 資料編



## 資料1 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日  
施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみで専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第2章 戦争の放棄

（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦

争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、

その意に反する苦役に服させられない。

#### (家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

**第 24 条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### (生存権、国の社会的使命)

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### (教育を受ける権利、教育の義務)

**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

**第 27 条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。  
③ 児童は、これを酷使してはならない。

#### (議員及び選挙人の資格)

**第 44 条** 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

## 資料2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号  
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号  
平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

**第 1 条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第 4 条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄

与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規程は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第 14 条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第 15 条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

**第 16 条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

**第 17 条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

**第 18 条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第 19 条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第 20 条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第 21 条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第 22 条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基

本的な政策及び重要事項を調査審議すること。  
三 前二号に規程する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第 23 条** 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第 24 条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第 25 条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。  
3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。  
4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第 26 条** 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第 27 条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第 28 条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

#### (施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第 2 条** 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

#### (経過措置)

**第 3 条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。  
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附則（平成11年7月16日法律第102号）抄**  
**（施行期日）**

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

**（委員等の任期に関する経過措置）**

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員のその他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

**附則（平成11年12月22日法律第160号）抄**  
**（施行期日）**

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 資料3 吉川市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 18 日 条例第 26 号

### 前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきています。

吉川市においても、平成 7 年と平成 14 年に策定した男女共同参画に関する基本計画に基づき、すべての人々の人権や多様な生き方を尊重した様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、首都近郊の都市として急速に発展してきた本市の現状からは、全国平均に比べ、高齢化率が低く、核家族化が進行し、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向が見られます。

今後の本格的な少子高齢化の進展や情報化、国際化などの社会経済情勢の急速な変化に対応する上でも、男女共同参画を一層推進し、男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、私たちは、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての男女がともに自分らしく生きる権利が尊重され、心豊かに暮らせるまちを築くため、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等

の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

#### (用語の定義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的格差是正措置とは、前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 事業者等とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいいます。

#### (基本理念)

**第 3 条** 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わ



ず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮する機会が確保されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとします。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念

にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

#### (事業者等の責務)

**第6条** 事業者等は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** すべての人は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 家庭等のあらゆる場におけるドメスティック・バイオレンス

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければなりません。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### 第1節 男女共同参画基本計画等

#### (男女共同参画基本計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を聴くとともに、第24条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策に限らず、その他施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとします。

#### (推進体制)

**第11条** 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとします。

#### (財政上の措置)

**第12条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとします。

#### (調査研究)

**第13条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとします。

#### (年次報告)

**第14条** 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

### 第2節 男女共同参画の推進に関する施策 (市民等の理解を深める措置)

**第15条** 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第16条** 市は、市民及び事業者等と協力して、次に掲げる積極的格差是正措置を講ずるように努めるものとします。

- (1) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進すること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、男女の均衡を図ること。
- (3) 市民の地域活動及び事業者等における方針の立案並びに決定過程への女性の参画を促進するため、当該市民及び事業者等に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

#### (教育及び学習の推進)

**第17条** 市は、学校教育その他の教育及び市民の学習の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとします。

#### (家庭生活と職業生活等の両立支援)

**第18条** 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活等を両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他必要な支援を行うものとします。

#### (ドメスティック・バイオレンス等の防止等の支援)

**第19条** 市は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとします。

#### (市民等の活動に対する支援)

**第20条** 市は、市民及び事業者等が行う男女

共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとします。

#### (事業者等からの報告)

**第 21 条** 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者等に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができます。

#### (相談及び苦情への対応)

**第 22 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるように努めるものとします。

- (1) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者等から相談の申出を受けたとき。
  - (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたとき。
- 2 市長は、前項第 2 号の苦情の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、第 24 条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

#### (男女共同参画推進施設)

**第 23 条** 市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成 10 年吉川市条例第 30 号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。

### 第 3 章 吉川市男女共同参画審議会

#### (設置)

**第 24 条** 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

#### (所掌事務)

**第 25 条** 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議します。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べるすることができます。

#### (組織等)

**第 26 条** 審議会は、委員 10 人以内で組織します。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
- (1) 公募による市民
  - (2) 事業者等の代表者
  - (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとします。
- 4 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。

### 第 4 章 雑則

#### (委任)

**第 27 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 附 則

#### (施行期日)

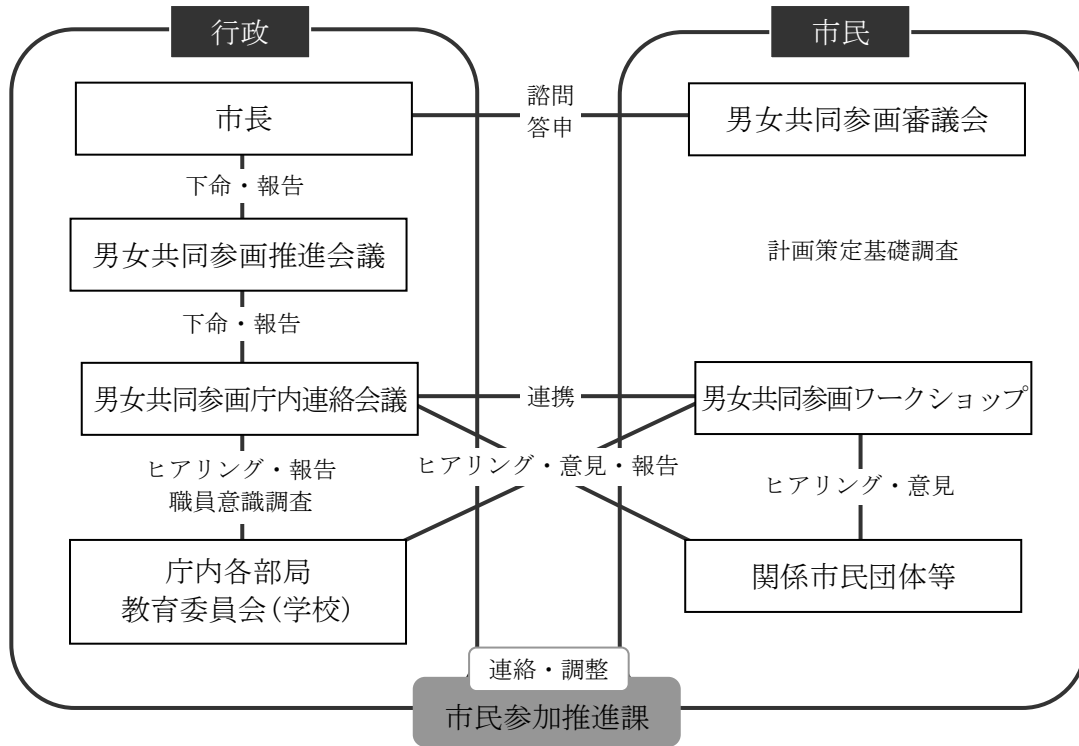
- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画基本計画とみなします。

## 資料4 計画の策定までの経過

### 1 策定体制



#### ●男女共同参画推進会議

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策を所掌し、吉川市男女共同参画の推進を図る。

役職	氏名	備考
副市長	蓮沼 嘉一	議長 H23 年度、H22 年度
政策室長	椎葉 祐司	H23 年度、H22 年度
総務部長	岡田 忠篤	H23 年度、H22 年度 (教育部長)
総務部長	会田 和男	H22 年度
健康福祉部長	松澤 薫	H23 年度、H22 年度
市民生活部長	酒井 誠	H23 年度、H22 年度
都市建設部長	青柳 光雄	H23 年度、H22 年度
教育部長	篠田 好充	H23 年度

●男女共同参画庁内連絡会議

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策の調査・研究を行う。

所属	氏名	備考
庶務課	山崎 純子	リーダー H23年度、H22年度
政策室	戸張 悦男	サブリーダー H23年度、H22年度
子育て 支援課	伴 茂樹	H23年度
	木村 みのり	H22年度
社会福祉課	斎藤 歩美	H23年度、H22年度

所属	氏名	備考
健康増進課	中村 久美	H23年度、H22年度
いきいき推進課	飯田 智子	H23年度、H22年度
商工課	高鹿 正	H23年度、H22年度
都市計画課	宗像 浩	H23年度、H22年度
学校教育課	前田 稔	H23年度
	矢ヶ崎 均	H22年度
生涯学習課	桜井 健一	H23年度、H22年度

●男女共同参画審議会

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策、重要事項について調査審議を行う。

氏名	備考
間宮 玲子	会長 H23年度
福田はぎの	副会長 H23年度
仲 文成	H23年度
太田 久年	H23年度
酒井 正光	H23年度

氏名	備考
中村 苑子	H23年度、H22年度
平野 容子	H23年度、H22年度
青山 正	H23年度
秋枝 顯	H23年度
名倉 勇	H22年度

氏名	備考
森本 泰弘	会長 H22年度
関井 友子	副会長 H22年度
鈴木 功	H22年度
野口喜一郎	H22年度
藤井 正子	H22年度

●男女共同参画ワークショップ

第3次吉川市男女共同参画基本計画等の研究と提案を行う。

氏名	備考
丸山 蔦恵	H23年度、H22年度
川崎 容子	H23年度、H22年度
間宮 玲子	H23年度、H22年度
中村 苑子	H23年度、H22年度

氏名	備考
秋枝 顯	H23年度、H22年度
中野智恵子	H23年度、H22年度
竹内セツ子	H23年度、H22年度
二階堂美子	H23年度、H22年度

氏名	備考
白井美佐子	H23年度
田中 公明	H22年度
長谷川佳代子	H22年度

●関係市民団体等

男女共同参画に関する取り組みや、第3次吉川市男女共同参画基本計画に望むことなどについてヒアリングを実施し、意見を聴取した男女共同参画に係る市民団体等

笑がおの会
女性の会
小・中学校 校長
子育てネットワーク
P T A 代表者
北谷小おやじ会パパス

自治会長
民生委員・児童委員協議会
女性総合相談員
母子自立支援相談員
介護相談員
小・中学校・高校 養護教諭

特定非営利活動法人N P O ネットよしかわ
市議会議員（女性）
埼玉県子育て応援宣言企業
商工会事務局長
農業従事者（女性）

## 2 策定経過

本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を聴取するため、次のとおり、さまざまな策定メニューを実施しました。

時期	項目
H22. 4	・男女共同参画 審議会委員に本計画策定について説明
H22. 5	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 22 年度第 1 回）
H22. 7	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 22 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 22 年度第 2 回）
H22. 8	・男女共同参画 審議会を開催
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 22 年度第 2 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 22 年度第 1 回）
H22. 8～9	・男女共同参画 職員意識調査を実施
H22. 9	・男女共同参画 計画策定基礎調査を実施
H22. 9～12	・男女共同参画 関係市民団体等ヒアリングを実施（対象：19 団体）
H23. 1～2	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 22 年度第 2 回）
H23. 2	・男女共同参画 推進会議・庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催
H23. 5	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
H23. 6	・男女共同参画 庁内連絡会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 23 年度第 1 回）
H23. 6～7	・関係各課ヒアリングを実施（対象：19 課）
H23. 7	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 1 回 本計画案諮問）
H23. 8	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 23 年度第 2 回）
H23. 10	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 23 年度第 2 回）
	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 2 回）
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 2 回）
H23. 11	・「男女共同参画イメージイラスト」公募作品から本計画表紙を飾る作品の投票を実施
	・本計画案パブリックコメントを実施
H23. 12	・男女共同参画 市長対談を実施
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 3 回）
H24. 1	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 3 回 本計画案答申）
H24. 2	・本計画 市長決裁

### 3 男女共同参画イメージイラスト

本計画策定にあたり、男女共同参画をイメージするイラストを募集したところ、次の16点の素晴らしい作品が寄せられました。

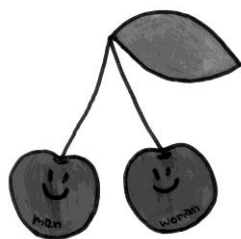
応募作品の中から本計画書の表紙を飾る作品を選考するため、平成23年11月に開催した「よしかわ市民まつり」において市と男女共同参画ワークショップの共催のもと、投票を実施しました。

投票の結果 決定作品 → 表紙作品 作者 近江貴美子さん（印西市）  
※得票数 122 票（総票数 16 作品で 820 票）

次点



利根 颯太 さん  
三輪野江小学校2年



加瀬 冬奈 さん  
中央中学校2年



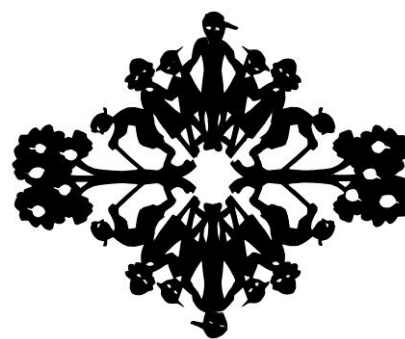
かのこ さん  
福岡市



小谷 文 さん  
広島市



柴井 麻里 さん  
三輪野江小学校5年



近江 貴美子 さん  
印西市



宮内 唯さん  
中央中学校2年



秋枝 美伶さん  
栄小学校2年



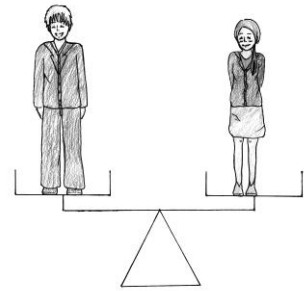
浅野 寛奈さん  
栄小学校2年



岡田 加奈さん  
中央中学校2年



高橋 海さん  
中央中学校1年



菅野 ちはるさん  
中央中学校2年



尾野 瞳さん  
中央中学校1年



塩田 唯さん  
中央中学校1年



岡田 葉奈さん  
栄小学校3年



## 第3次吉川市男女共同参画基本計画

---

平成24年2月

編集・発行 埼玉県吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地1

吉川市役所 市民生活部市民参加推進課

TEL 048-982-9685 (直通) FAX 048-981-5682